

うきは市告示第66号

平成30年第5回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月29日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成30年9月7日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君	組坂 公明君
佐藤 裕宣君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
中野 義信君	佐藤 湛陽君
上野 恭子君	伊藤 善康君
江藤 芳光君	櫛川 正男君

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成30年9月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第5号から報告第6号まで2件、議案第53号から議案第81号まで29件、請願第4号から請願第5号まで2件、陳情第5号から陳情第9号まで5件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第5号 平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第6号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度うきは市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第12 議案第55号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第56号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第57号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第58号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第59号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第60号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第61号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第62号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第66号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第72号 うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第23 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第5号から報告第6号まで2件、議案第53号から議案第81号まで29件、請願第4号から請願第5号まで2件、陳情第5号から陳情第9号まで5件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第5号 平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第6号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第12 議案第55号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第61号 平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第62号 平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第21 議案第66号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第22 議案第72号 うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

出席議員（13名）

2番	組坂 公明君	3番	佐藤 裕宣君
4番	野鶴 修君	5番	竹永 茂美君
6番	岩淵 和明君	7番	鑑水 英一君
8番	熊懷 和明君	9番	中野 義信君
10番	佐藤 湛陽君	11番	上野 恭子君
12番	伊藤 善康君	13番	江藤 芳光君
14番	櫛川 正男君		

欠席議員（1名）

1番 佐藤 茂和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	石井 良忠君	記録係長	浦 聖子君
記録係	伊藤 諒平君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		瀧内 教道君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長		樋口 一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		松尾 正和君	

浮羽市民課長	-----	園田 隆彦君	学校教育課長	-----	権藤 精二君
生涯学習課長	-----	井上 理恵君	自動車学校長	-----	高木 慎君
総務法制係長	-----	宮崎 哲工君	財政係長	-----	江藤 良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成30年第5回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に7番、鏑水英一議員、8番、熊懐和明議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月7日から9月26日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月7日から9月26日までの20日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書をごらんください。

6月21日、うきは市社会福祉協議会評議員会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、御報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解

と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、補正予算や平成29年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけですが、第4回定例会以降、本日までの重立った事業等について御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、7月6日から8日にかけて、西日本地域を中心に広範囲に及ぶ記録的豪雨により、甚大な被害が発生しました。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

福岡県下では、ほとんどの市町村で大雨や土砂災害に係る特別警報が発令され、うきは市におきましても、避難指示の発令等により、避難所への避難者は最も多い時間帯で208世帯、389名に至りました。幸いにして人的被害こそありませんでしたが、公共土木施設を初め、農地、農業用施設、林道などにおいて被害が発生し、その被害総額はおよそ2億7,000万円を見込んでおります。また、福岡県市長会を通じて被災地への職員派遣要請を受け、久留米市へ3名、愛媛県宇和島市へ1名の短期派遣を行い、現地で復旧支援業務にも従事をいたしました。

以上、簡単ではございますが、7月豪雨に関する報告とさせていただきます。

7月8日、小塩地区で土砂災害避難訓練を行いました。特に大雨等による被害が見込まれる山間部の地域におきましては、地域の防災力の向上と関係機関の連携を図ることを目的として訓練を実施しており、約40名の方に御参加をいただき、コミュニティセンターから小学校までの避難を行った後、防災ビデオ上映、防災講話による知識の習得、簡易担架や土のうの作成などの実践が行われました。

同じく7月8日、三春工業団地に進出した森永食研株式会社うきは工場の完成記念式典が行われました。同社は医療・介護・学校施設などへの給食サービスを提供する事業を行っており、うきは市を拠点として、九州一円を視野に入れた事業展開を見込んでいるものであります。また、こちらの工場におきましては、8月より操業を開始しており、操業に伴い、およそ20名の社員の新規雇用につながっております。

7月11日、株式会社博多大丸と「九州探検隊」アンバサダーへの就任と企業パートナーとしての連携に関する認定式を行いました。同社におかれましては、開業65周年の記念事業として、社員による「九州探検隊」を結成し、九州各地の魅力を国内外へ発信するプロジェクトを実施しておられます。その取り組みを活用し、このたび、うきは市の魅力を発信していくアンバサダーに就任していただきました。あわせて、うきは市が関係人口創出事業として進めている「うきは応援団！企業パートナー」にも認定し、今後は博多大丸のブランド力を生かした、うきは市特産品のPRや探検隊による活躍が期待されているところであります。

7月14日、JR久大本線全線開通に伴い、山春保育所で「ふうせんリリースイベント」を行

いました。これは昨年7月の九州北部豪雨の被害により、一部の区間で運休が続いていた久大本線の復旧工事が完了し、運転再開をアピールするため、JR九州と沿線自治体等による「久大本線ぜんぶつながるプロジェクト」を開催する運びとなったものであります。うきは市では、山春保育所の園児を初め、市民約300名の方にお集まりいただき、10時25分過ぎの「ゆふいんの森1号」の通過にあわせて1,500個ほどの風船を飛ばし、列車を見送りました。乗客の皆さんもとても感激した様子で、大きく手を振り返していただいている姿が強く印象に残っております。

7月15日、うきはの夏の人気スポットである調音の滝公園において、滝開きが行われました。調音の滝公園は、昨年度、そうめん流し場等を大規模に改修し、リニューアルして初めての夏を迎えました。ことしも多くの家族連れにお越しいたいただき、そうめん流しや流水プールを楽しんでいただいております。

同日、うきは市役所西側のゲートボール場において、昨年夏の九州北部豪雨で被災された農家や店舗を招いた復興イベント「SUSUMU うきは」が開催され、猛暑の中ではありましたが、遠方からも多くのお客様に足を運んでいただきました。

7月18日、国道210号バイパスが開通した平成18年から、浮羽町、川原町付近のバイパス沿いに、彼岸花やおたふく南天の植栽を続けてきたボランティア団体「キラキラ花の会」が、国土交通省九州地方整備局長による国土交通行政功労表彰を受賞いたしました。道行く人の目を楽しませ、うきはの元気発信になればという思いで、約12年にわたって取り組んでいただいている活動が評価され、大変うれしく感じているところであります。

7月21日、明治元年生まれの行政官で小塩地区出身の佐藤孝三郎氏のゆかりの地をめぐる企画を実施いたしました。ことしは明治元年から起算して満150年に当たるということで、うきは市でも、明治期に活躍された偉人のチャレンジ精神を学び、伝承していく取り組みを行っております。その一環として、今回、企画を行ったもので、36名の方に参加をいただき、座学や現地視察を通して、佐藤孝三郎氏の足跡を学び、その偉業を後世に継承していく機会となりました。

7月22日、嘉麻市にあります福岡県消防学校におきまして、第25回福岡県消防操法大会が開催され、うきは市消防団からも、各分団から選抜された選手が出場いたしました。選手たちは訓練の成果を遺憾なく発揮し、見事にポンプ車の部で準優勝という輝かしい成績をおさめました。5月から訓練を開始し、さらに梅雨明け後の連日の猛暑の中、消防団一丸となって日々の訓練に励んでいただいた努力はもちろんですが、選手の家族、職場、地域などにも支えられての快挙でありました。

また、同じく7月22日には、JR久大本線の全線開通記念イベントの一環で、JR九州スイツトレイン「或る列車」が、初めて筑後吉井駅から大分駅間を特別運行していただいたこと

に伴い、筑後吉井駅で歓迎行事を開催いたしました。

7月30日、白壁ホールにおいて、同和問題啓発強調月間講演会を開催いたしました。講師には、鹿児島県日置市で伝統ある和太鼓店製造販売を営む宮内礼治さんをお招きし、「誇りをもって生きる」という演題のもと、太鼓店を営む自らの経験をもとに、「聞いたことやうわさなどの表面的なことだけを信用してしまうと、それが誤解を生んでしまう」と訴え、和太鼓づくりの実演を行いながら、つくり手の思いを伝えていくことの大切さなどについて講演をいただきました。

8月1日、市内の観光農園におきまして、夏のフルーツ狩りの開幕を告げる「フルーツ王国うきは開国式」が行われました。ことしも市外から応募をいただいた応援サポーターである5組25名ほどの皆さんにブドウ、梨、ブルーベリー狩りなどを体験していただきましたが、年間を通じて口コミで、うきはのフルーツのPRをしていただくことを期待しております。

8月5日、「うきは市・癒しの旅先案内人協会」の設立10周年記念事業として、小学生向けに「もりをたんけんしよう」と題し、体験学習が実施されました。うきは市は、平成20年に北部九州初となる森林セラピー基地に認定され、つづら棚田周辺と調音の滝公園周辺に認定コースがあります。この日は、集まった小学生30人ほどが新川の長岩公園での散策や、木の実や枝などを使った工作などを体験し、夏休みの貴重な思い出の1つとなったことと思います。

8月10日、うきは市民センター小ホールで、宮城学院女子大学学長の平川新さんによる防災講演会を開催いたしました。平川さんは田舎出身でふるさと大使も務めていただいております。「300年前の耳納連山大崩落の実態」というテーマで、古文書「壊山物語」等をもとに、歴史の教訓を防災に生かす重要性などについて講演をいただきました。

8月17日、吉井町の南新川周辺で、水辺の新しい魅力をつくり出そうと、地域の有志により企画された「ミズベリングうきは2018」が初めて開催されました。ミズベリングとは、水辺の可能性に着目し、そのエリアを中心に暮らしやすい豊かな社会づくりにつなげていこうという全国的な取り組みであります。もとは7月7日の七夕に開催予定として準備をしておりましたが、前日の大雨の影響で、旧暦による七夕であるこの日に延期開催することとなり、夏の夕べににぎわいをもたらしました。

8月18日、ウキハコが企画する観光プログラムとして、「藤波ダムの社会科見学会」と題し、ダムの堤防の中のトンネルやダム湖などが特別公開されました。市内外から15名ほどが参加し、ダム事務所の職員の案内のもと施設をめぐり、通常は立ち入ることのできない迫力ある設備を体験していただきました。

8月25日、これからの市の将来を担う小学校の児童に、うきは市のまちづくりについて関心を持たせるとともに、小学生の目で見えた意見や提言などを聴取し、今後の市政運営やまちづくり施策の参考とするため、うきは市民大学の子ども未来学部の取り組みの1つとして、子ども議会

を開催しました。今回の子ども議会では、「私のアイデアを提案しよう」というテーマで、子供たちから、こういう施設があれば、このような体験ができれば、もっとすてきなうきは市になるのではという新たな意見が次々と提案され、今後のうきは市を担う子供たちの頼もしい姿を見ることができました。また、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、ありがとうございました。

8月26日、道の駅うきはの展望デッキにおいて、恒例となった九州3大麺どころうきはのうどん流しが行われました。約15メートルの竹どいに、フルーツ王国にふさわしく、ことしは桃、ブドウ、梨やミニトマトなども流され、家族連れなど多くの方に味わっていただいたところであります。

8月31日、フジテレビ系列の全国の主要放送局からなるマーケティングプロモーション担当者の13名が、うきは市を視察されました。道の駅やウキハコの取り組み、市内観光農園などを視察し、意見交換を通して、うきは市の魅力の発信方法などについて、メディア関係者ならではの視点から御意見をいただく機会となりました。

以上、第4回定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第5号から報告第6号まで2件、議案第53号から議案第81号まで29件、請願第4号から請願第5号まで2件、陳情第5号から陳情第9号まで5件を上程いたします。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 本日、平成30年第5回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨日未明、北海道で震度7の激しい地震が発生し、大きな被害となっております。今後も余震が発生するおそれがあるため、十分な警戒が必要であります。

さて、ことしも記録的な豪雨災害が発生したところでありますが、さらに例年のない台風が多発しているところであります。昨年の北部九州豪雨災害からちょうど1年の7月5日、台風7号が日本にもたらした温かく湿った空気によって梅雨前線が活発となって日本上空に停滞し、西日本を中心に広い範囲で記録的な豪雨となりました。福岡管区気象台は、7月6日の17時10分

に長崎、福岡、佐賀の3県に大雨特別警報を発表し、うきは市にも同日19時10分に大雨特別警報が発表されました。この特別警報は、降水量及び降った雨が土壌中にたまっている土壌雨量指数が50年に一度の値以上となり、さらに雨が降り続くと予想される場合に発表されます。50年に一度の確率で降る雨が、昨年に引き続き2年連続降ったこととなります。この雨により、うきは市では、先ほど諸般の報告でも申し上げましたが、幸いにも人的被害はありませんでしたが、農地、道路、河川などが被災し、被害総額は約2億7,000万円となっております。

また、7月25日に発生した台風12号は、三重県に上陸後、ふだんの台風とは逆のルートをとどり、九州地方を南へ縦断しました。8月になると12日から16日まで5日連続で台風が発生しましたが、これは1951年の統計開始以来のことです。さらに台風9号が発生した7月17日から台風19号が消滅した8月24日まで、約38日間にわたって台風が存在している状況が続きました。そして、今週4日から5日にかけて台風21号により、近畿、四国を中心に各地で大きな被害が出たところでもあります。このように台風の発生と進路が例年にならぬ状況である中で日本に接近、上陸する台風はこれからが本格的な季節となります。引き続き警戒を怠ることなく対応していく必要があります。そのためには、ふだんの訓練と備えが何よりも重要であると認識しております。今後とも災害に強いまちづくりを推進し、防災対策に万全を期してまいりたいと考えております。

日本の経済に関してでございますが、内閣府は国全体のマクロ経済の状況を明らかにするため、四半期ごとの国内総生産GDP成長率を発表しております。8月10日に発表した平成30年の4月期から6月期の成長率は、実質では前期比0.5%の増で、年率にして1.9%の増となり、2四半期ぶりのプラス成長となっております。また、名目では前期比0.4%の増、年率にして1.7%の増となっております。実質GDP成長率に対する内需、外需別の状況では、内需である国内需要は前期比0.6%の増と2四半期ぶりのプラスとなった一方、財貨サービスの純輸出である外需は、前期比マイナス0.1%と2四半期ぶりのマイナスとなっております。

民間事業の動向では、民間最終消費支出が前期比0.7%の増と、四半期ぶりの増加となりました。このように国全体の経済の好循環が続いている中、日本銀行の地域経済報告によりますと、九州、沖縄の景気はしっかりとした足取りで緩やかに拡大をしている状況となっております。そのような中、8月31日に平成31年度の国の概算要求が締め切れ、一般会計の総額は、これまで最高だった平成28年度の102兆4,000億円を上回る102兆円台後半となる見通しで、5年連続で100兆円を超える予算要求となっております。

来年の10月に予定されております消費税率10%への引き上げに向けた景気対策につきましては、概算要求とは別枠で加えるため、当初予算は初めて100兆円を超える可能性があります。内閣府と内閣官房などの地方創生関係の平成31年度概算要求は、前年度当初予算比17.3%

増の1,228億円が計上されました。東京一極集中の是正に向け、地方へ移住、起業した人に最大300万円を支給する支援金制度等の創設が盛り込まれております。また、先進的な事業に取り組む地方自治体に対して支援する地方創生推進交付金は84億8,000万円を充て、地方創生推進交付金の総額は、前年度当初予算と比較して150億円多い1,150億円となっているところであります。

このような国の動きを受け、うきは市におきましても地方創生の取り組みとあわせ、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略に位置づけられた事業の実施を通じて、活力と魅力あるうきは市の形成に向け今後も取り組みを加速し、引き続き事業を進めてまいりたいと考えております。

これらの計画、戦略の実現に当たりましては、議会との連携が重要でございますので、引き続き議員の皆様のご理解、御協力を賜りながら、事業の推進を図るとともに、将来像であります、「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続きよろしくお祈りを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件1件、人事案件1件、予算案件9件、決算案件9件、報告案件2件、その他の案件9件となっております。

まず、報告第5号は、平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第6号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第53号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号）について、平成30年7月6日に発生した豪雨に係る災害復旧事業の実施に伴い専決処分をしたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第54号から議案第62号までは、平成30年度補正予算についてであります。

議案第54号は、平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,562万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税1億9,231万6,000円、負担金2,889万円、使用料7,527万5,000円、国庫負担金3,267万2,000円、国庫補助金7,959万5,000円、県補助金7,862万5,000円、基金繰入金2億2,670万8,000円、繰

越金3億4,899万6,000円の増額補正と、市債2億2,940万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費3億9,255万8,000円、民生費では児童福祉費423万8,000円、商工費では商工費2,443万1,000円、土木費では道路橋りょう費2,478万円、河川費100万円、住宅費400万円、教育費では小学校費1億9,550万2,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費1億6,650万円、公共土木施設災害復旧費6,600万円、諸支出金では特別会計操出金2,250万円、予備費173万7,000円の増額補正と、総務費では選挙費777万円、農林水産業費では農業費269万2,000円、林業費5,514万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第55号は、平成30年度うきは市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,674万8,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金8,193万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、基金積立金5,999万9,000円、諸支出金では償還金及び還付加算金6,107万円の増額補正と、予備費3,976万2,000円の減額補正を計上しております。

議案第56号は、平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,163万9,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金163万2,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費163万2,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第57号は、平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,519万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金73万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費73万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第58号は、平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,966万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金 3 1 5 万 9, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、学校費では事業費 3 1 5 万円、予備費 9, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 5 9 号は、平成 3 0 年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 0 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入の主なものは、他会計繰入金 2 5 0 万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では維持管理費 1 7 6 万円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 0 号は、平成 3 0 年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 2, 0 9 9 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金 2, 0 0 0 万円、繰越金 3 3 1 万円の増額補正と、市債 1, 8 0 0 万円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では維持管理費 7 6 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正と、予備費 2 3 1 万 4, 0 0 0 円の減額補正を計上いたしております。

議案第 6 1 号は、平成 3 0 年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8 2 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 1 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費 1 3 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 2 号は、平成 3 0 年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 0 2 4 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入は、繰越金 3 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費では維持管理費 3 0 万円、予備費 4 万 8, 0 0 0 円の増額補正を計上いたしております。

議案第 6 3 号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、任期満了に伴う人権擁護委員 3 名の推薦について、

議会の意見を求めるものでございます。

議案第64号は、うきは市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、新設によるうきは市道路線の認定1件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の変更1件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号は、福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。

介護保険法の一部改正により、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要性が生じたこと、あわせて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第67号は、浮羽老人ホーム組合の解散についてであります。

浮羽老人ホーム組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号は、浮羽老人ホーム組合規約の変更についてであります。

浮羽老人ホーム組合の解散に伴う解散後の事務の承継に関し、浮羽老人ホーム組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号は、浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分についてであります。

浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号は、市有財産の貸付けについてであります。

市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第71号は、市有財産の貸付けについてであります。

前議案同様に市有財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第72号は、うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

基金の名称を変更するため、うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正するものでございます。

議案第73号から議案第81号までは、平成29年度の一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは議長、報告をさせていただきます。

お手元に資料を上げておりますが、委員会調査報告書ということで、今回は調査テーマということで1、2、3ですね。九州北部豪雨の関係、それから小石原川ダムの関係、それから地方創生に関する調査の関係、一応3点行っておりますが、特に2番、3番につきましては、厚生文教委員会と合同での調査ということになっております。

まず最初ですが、九州北部豪雨の被害状況に関する調査ということで、7月23日に9時から12時までということで、場所は朝倉市らくゆう館、これはもとの杷木町役場ですね。そこで行っております。あとは現地調査でございます。

出席者が総務産業委員会7名と事務局ですね。

調査の要旨。被災から1年を経過した朝倉市の当時の被害状況や復興復旧の状況を調査いたしました。余り早く行っても相手に迷惑をかけますので、ちょうど1年たちましたから、そういうことで調査をさせていただきました。

主な内容ということで、最も被害の大きかった杷木地区のらくゆう館において、当時の被害の状況等の説明を受けました。被害の状況については、西日本新聞社が、「九州北部豪雨大水害の記録」として冊子を出版しているということで、説明にあわせて記録集を参考に見させていただきました。

昨年の災害では、もう皆さん御存じだと思いますけども、線状降水帯が形成され、わずか9時間で774ミリの短時間記録的豪雨を記録しました。平成24年の災害では、72時間で681ミ

リということ。特に杷木の松末小学校あたりでは137ミリという記録をし、それ以降は計測不能であったということでありました。災害の翌日に市議会災害対策会議を開催いたしましたけれども、18名の議員のうち8名は道路の状況などにより登庁できなかったということでありました。

復旧については、県営河川の復旧工事を国土交通省が権限代行ということとなり、その工事は比較的スムーズに行われたということでありました。これは県のほうでもなかなかスムーズにいかんということで、国土交通省のほうでやられたということでございます。市の発注する工事では入札の不落が続いて苦慮しているということでありました。もう、熊本の地震の関係もありますし、非常に業者のほうもなかなか仕事の関係が多く、そういったことで、全地区でやられておりますものですから、なかなか市の指名については落ちなかったということでございます。

朝倉市は、復旧復興計画を定めるに当たり地元説明会を開催しましたが、避難している中で説明会は困難をきわめたということであったということで、最初も行っても大変批判ばかり受けたということでございます。どうしてくれるのというようなことをですね。計画は、復旧の3年と復興を合わせて10年間で地域を再生するというものでありました。

所見ですけれども、被害状況についてはマスコミ等で映し出されておりましたけれども、立入禁止区域もあり、実際に現地に行ってみると、小さな沢程度の流れが一気に川幅が広がり、山と農地と宅地あたりがどこまでか全くわからない状況のところほとんどであったということで、特に松末小学校からすぐ左に行きますと、そこに集落が二、三集落あったわけですが、そこはもう、そういった状態でございますので、なかなか立ち入りもできんし、我々は少し入らせていただきましたけれども、とにかく川幅が広がっておったということで、どこがどこまでかいうことがわからなかったということです。

現在、復旧復興を進めるに当たって10年のスパンで考え、復旧を平成31年度までの3年間、再生期を平成35年度までの4年間、36年度以降3年間を発展期として災害復旧を進めていくという計画でありました。なかなか10年というのは非常に長いということもございますけれども、今の状況から見ますと、これぐらいかからないとできないということもございます。

工事の入札をしても、先ほど言いましたように不落でなかなか進まないということもありました。農地も流され、朝倉ではもう農業はできないという悲惨な声もあったということもございます。水田についても、泥が非常にかぶっておりますし、果樹園についても、崩れておるのも崩れておりますけれども、道路が寸断されておりますので、柿の消毒あたりもされないというようなことで、大変な状況であったということです。

人口については、災害救助法や生活再建支援の関係で、住民基本台帳にある方を対象にしているということで、実際には近隣の市町村に行っているが、住民票上は変わらないということとし

た。特にうきはのほうにもかなりの方が今、引っ越しておられるようでございます。そういったことで、実態は恐らく次の国勢調査ではすごい数字、いわゆる人口が減ったとなるのではないかと心配されておったことが大変印象的でありました。やっぱり現地を見てみまして、その悲惨さが特に感じたようでございます。

九州北部豪雨の関係の調査について、報告は終わらせていただきます。

2番目に小石原川ダム事業進展に関する調査ということで、8月1日に小石原川ダムのほうに行っておりますが、ここに書いております出席者なり調査の趣旨、それから主な内容については、もう一緒に行っておりますので省略をさせていただきたいと思えます。

所見については、小石原川ダムは、平成31年度の完成を目指し工事が進められております。うきは市では上水道事業との関係があり、市民の関心事でもあります。議会としても、今後の対応について協議していかなければならないということで、全議員で進捗状況の調査をいたしました。管理棟については、ダム左岸に鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上2階建てで建設中であります。

小石原川ダムについては、着々と工事が進んでいるところでありますが、うきは市の上水道の周知については、現在、地下水調査ということで行っておりますので、市民への説明等が不十分であるというふうに感じるところですので、今後、執行部の動きを注視していきたいと考えております。なかなかいろいろ問題があると思えますけれども、今後どういうふうにして全議員で対応なりしていくかということだと思えます。

それから3番目の地方創生の対象事業に関する調査、これについても、8月1日に午後1時から5時過ぎまで行っておりますけれども、出席者なり調査の要旨、それから主な内容、こちら辺については厚生文教も一緒でしたので、省略をさせていただきたいと思えます。

4ページに質疑の主な抜粋ということで載せさせていただいておりますので、これはお目通しをいただきたいと思います。

所見ということで、うきは市では地方創生交付金を最大限活用していて、多岐にわたる事業を行っているのですが、それぞれの担当課から説明を受け理解したところであります。質疑等については別紙にまとめているところということですが、別紙に表をつくっておりましたけれども、主なものをそこに抜粋を載せておりますけれども、あとについてはまとめておりますけれども、皆さんと一緒に調査したところですので、資料としては皆様のお手元にはつけていないということでございます。質疑の中でいろいろ要望した点、あるいは意見等については、各課で十分検討していただきたいと思いますというふうにご考えておるところでございます。

総務産業委員会からの報告はこれで終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、委員会調査報告を述べさせていただきたいと思えます。

平成30年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告します。

このたび厚生文教委員会の閉会中の調査といたしましては、6つの項目について実施しました。まず1つ目は、第2期保健事業実施計画及び第3期特定健康診査等実施計画に関する調査になります。

調査実施日は平成30年7月17日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、国の日本再興戦略におきまして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進する」とされ、保険者はレセプト等を活用した効果的かつ効率的な保健事業を推進することになりました。

うきは市においても、平成28年2月に策定しました第1期データヘルス計画を初め、これまでPDCAサイクルに沿って効果的な保健事業を実施しているところでありますが、ことし3月、新たに第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画が策定されたことを受け、所管委員会として、計画の進捗状況及び見えてきた課題について検証を行うために調査を実施しました。

次に、調査結果であります。第1期データヘルス計画の分析の結果として、うきは市は、他の同規模の自治体に比べ、生活習慣に起因するメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍ともに男性が高くなっているという特徴があります。そのまま放置すると、脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病性腎症等を発病し、高額、長期にわたって医療費がかかるだけでなく、病後の介護状態にも影響し、患者本人や家族にも大きな負担を強いることから、早急な予防対策が求められている状況にあります。

計画では、中長期、短期と分けて目標を設定しており、中長期目標としては、医療費が高額あるいは入院が長期化する疾患で、要介護認定者の多い疾患でもある脳血管疾患、虚血性心疾患、さらに糖尿病性腎症を減らすことが重要としています。短期目標としては、それらの疾患におけ

る共通のリスクである高血圧、糖尿病、脂質異常者の割合の減少率を数値目標としています。

また、質疑応答において、特定健診の受診率を向上させるには、既存の取り組み以外に、市民に身近な各コミュニティセンターで実施してはどうかなどの意見が出されました。そのほか、特定健診受診者と未受診者とは、生活習慣病に係る医療費が年間3万1,940円も違いがあるという分析の結果もあるので、全く関心を示さない方への対応策として、インセンティブ付与も検討をしてはどうかという意見も出されました。

最後に所見として、最近の統計によると、日本人の平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳となっていますが、アメリカのカリフォルニア大学とドイツのマックス・プランク研究所が調査した結果では、日本で2007年に生まれた子供の寿命は107歳になると推測されているということを知っています。また、国においても「人生100年時代構想会議」を立ち上げ、人生100年時代に医療や社会がどうあるべきか盛んに議論しているところでもあります。

うきは市の高齢化率はことし4月で33%となっており、今後もゆっくり増加していくことが社人研の将来推計人口でも明らかになっておりますので、計画でも示されているとおり、今後さらなる被保険者の健康保持・増進を図るため、保有しているデータを活用しながら被保険者をリスク別に振り分け、ターゲットを絞った保健事業の実施や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなど、多角的な事業展開が求められています。

平成27年国保法等改正において、保険者による個々の加入者への自主的な取り組みの支援が法律で位置づけられ、今年度から保険者努力支援制度が本格実施されています。28年度に前倒しで実施された際には、全国1,714市町村中1,192位と、うきは市は下位に低迷しておりますので、今後より多くの交付金を得るべく鋭意努力を期待したいと考えます。

次に、2つ目の調査は、教育委員会委員との意見交換会になります。

調査実施日は平成30年7月17日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的及び結果についてですが、2002年から実施されたゆとり教育の見直しが図られ、これまでの知識、技能、判断力等のほかに、主体的に学習に取り組む態度の育成が重視されています。うきは市においても、通学合宿やキャリア教育といった体験活動を通じて、自分らしい生き方を実現するための力の醸成に取り組んでいる状況であります。

2020年に改定された次期学習指導要領においては、課題の発見と解決に向けて主体的かつ協働的に学ぶ学習として、アクティブ・ラーニングの視点での授業づくりがうたわれ、子供たちが何ができるようになるかを明確にし、何を学ぶかという学習内容と、どのように学ぶかという学びの過程が重視されるようになっています。

今後ますます人口が減少する社会の中で、急速に進化を遂げているAIが社会に及ぼす影響は不確実な部分が多く、グローバル社会でも活躍するために必要な高度な教育として、プログラミ

ング授業や小学校での英語教科化が実施されることとなります。

うきは市においては、平成28年3月にうきは市教育大綱を策定し、教育委員会を中心として各種施策及び事業を推進しており、今後、市の教育の目指す姿について、大局的見地から、生きる力と学力向上の2つをテーマに教育委員会委員との意見交換を行いました。

懇談では、最近の子供は挨拶もでき行儀もよく、しかし精神的に弱いとの意見や、反面、子供より保護者の問題が大きいとの意見など、現代社会の親子関係の変化についても議論が交わされました。また、正解のない生き方の中で、子供たちには何のために学ぶのかを考えさせることが重要との認識に立ち、うきは市の課題である家庭学習の時間が少ないことについて、どのように対応していくべきなのか、それぞれの委員が忌憚のない思いを述べ合いました。その中では、子供にどんな刺激を与えられるのかを大人がしっかりと考えていくことが重要であり、学びたい子供にはチャンスを、またいつもでも学べる環境を学校、家庭、地域、行政が連携して提供していくことが必要であるとの結論に至りました。

次に、3つ目の調査は、地方創生推進交付金対象事業に関する調査になりますが、調査実施日は平成30年8月1日水曜日、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、平成27年9月に策定された、うきは市ルネッサンス戦略の計画期間がことしで4年目を迎え、来年度が最終年となります。国が示す地方創生の大きな4つの目標に沿って市独自の事業を展開しながら、地域の活性化や環境整備を進めることで、「住みよいうきは」の実現を目指しているところであります。

事業の実施に当たっては、基本的に国の地方創生交付金等を活用するとしており、昨年5月には、27年度及び28年度の実績と課題について説明を求めたところであります。これまでに総額10億円の事業費を費やし、国から交付金として約5億8,000万円の補助を受けているとはいえ、それだけの大金を税金で支出したことに見合う効果はあったのか、議会として検証するため、総務産業常任委員会と合同で調査を行いました。

調査結果については、厚生文教委員会所管に係る事業の取り組み実績と、委員会での質疑を報告書に載せておりますので、後ほど御確認のほどお願いします。

最後に所見として、地方の人口減少に歯どめをかけ、地方に勢いや活力を取り戻すための地方創生であります。全国各地でさまざまな取り組みがなされており、成功をおさめる地域もあれば、事業が失敗してしまう地域も少なくない現実がある中、うきは市にとって必要な事業を選別する力が今こそ求められていると考えます。

費用対効果も考慮した上で、KPI指標の検証に基づく柔軟な事業の見直しや、民間事業者を交えたPDCAサイクルが必要であり、その検証過程についても市民と議会にしっかり説明するように求めます。

次に、4つ目の調査は、自動車学校に関する調査になります。

調査実施日は平成30年8月9日木曜日、調査場所、出席者、調査目的は記載のとおりです。

調査結果については、昭和33年8月に浮羽町議会の議決を経て、翌年の1月に浮羽町立自動車高等専門学校として開校したことが始まりであり、各教習を充実させながら、公立として利益追求だけではなく、安全運転者の育成に尽力するとともに、地域から悲惨な交通事故を追放することを最大の目標に運営されてきた歴史的経過がありました。

今後の経営方針としては、近隣の自動車学校の動向を注視しながら、若年層獲得のためのホームページの開設、近隣学校での営業活動、防災無線やチラシでの周知を行い、さらなる教習生の獲得と地域の安全を確保するための取り組みとして、学校や企業などを対象とした各種交通安全講習を実施するとともに、さらには高齢者講習を通じた高齢ドライバーが起因する事故の抑制に取り組んでいく方針であると説明を受けました。

最後に所見として、全国的に少子化や若者の車離れなどで自動車学校の存続や経営に影を落している現実がある一方、高齢ドライバーによる交通事故はふえ続け社会問題となっており、高齢者講習や認知機能検査の需要は今後ますます大きくなることが予想されます。

特に、うきは市のような公共交通が発展していない地方では、運転が不安でも車がなければ生活が成り立たないという切実な思いも理解する必要がありますので、地域公共交通の整備と並行しながら、運転者自身はもとより、歩行者や周りの方々にもけがをさせない教習こそが何よりも大事であることが伺えました。

また、公立の自動車学校であるメリットを生かし、認知機能検査で得られたデータを行政の認知症対策に生かすことも必要ではないかと考えます。

今後、事業を維持し続けるためには、高齢者講習も大事ですが、何よりも教習生の確保が欠かせないことから、筑後地区でも一番安いと言われる教習料金を維持しながら、検定や試験での合格率を高める取り組みを引き続き実施し、サービスにおいても潜在的ニーズを把握し充実させることで、教習生の満足度を高め、ひいては地域の安全を守り、健全経営につながるのではないかと考えます。

次に、5つ目の調査は、うきはアリーナの館内温度の調査になります。

調査実施日は平成30年8月9日木曜日、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、昨年7月、厚生文教委員会として、うきはアリーナの調査を行い、標準使用期限を過ぎたトレーニング機器の実態や、空調未設置による利用者の熱中症発生の実態等を確認し、執行部に対し改善するように求めていました。

昨年9月には夏期の施設環境を改善し価値を高める目的で、アリーナの屋根に遮熱材の塗装を行い、あわせて換気窓を設置することで館内温度を下げる事業を国に申請し、11月には地方創

生拠点整備交付金採択事業として認定され、今年3月末に当該工事が完了しましたので、その効果を検証するために調査を行いました。

調査の結果については、2点申し上げたいと思います。

1点目の館内温度については、別紙資料のとおり、昨年と比較しながら、さらには指定管理者からの意見聴取を行いました結果、委員会として一定の効果があったと結論づけました。

2点目のトレーニング機器については、機器を入れかえるとして当初予算1,522万円を計上していましたが、機種を選定及び入札の結果1,177万円となったと報告を受けました。さらに一部の機種では、スポーツ振興くじの助成を受ける予定としており、その額を455万円と見込み、最終的には722万円におさまる試算であると説明がありました。

次に、6つ目の調査は、各小学校の教育環境に関する調査になります。

調査実施日は平成30年8月9日木曜日、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、昨年6月に市内の中学校に空調設置工事を行い、教育環境の改善に取り組んできたところではありますが、この夏は全国的に記録的な猛暑が続き、熱中症による搬送者は、総務省発表で3カ月間に7万人を超えと過去最多に及んでいます。

7月23日、埼玉県熊谷市で国内観測史上最高気温となる41.1度を記録したことも記憶に新しいと思います。それらの影響で、学校ではプールの使用を中止する動きが広がり、文部科学省は、8月に各都道府県教育委員会に対し、夏休みの延長や登校日の中止を検討するように通知も出しています。

7月に愛知県豊田市で、校外学習後に小学1年生が熱中症で死亡する痛ましい事故が発生し、菅官房長官は記者会見で、「児童・生徒の安全、健康を守るための猛暑対策は喫緊の課題だ」と述べ、全国の小・中学校のエアコン設置に関し、来年の夏に間に合うように政府として責任を持って対応する考えを示されました。

このたびの調査は、小学校の空調設置については、執行部が来年度の学校施設環境改善交付金を国に申請しており推移を見守るほかありませんが、そのほか教育環境全般については、各小学校関係者との素直な意見交換を行いました。

調査結果について申し上げたいと思います。

1点目、プール開放については、基準として水温が30度を超える場合は泳がせられないので、絶えず水を入れるなどして温度を下げ、通常どおり実施しているということでありました。

2点目、洋式トイレの設置については、各小学校で要望が多く、特に新1年生の保護者から、「家と違うので和式ではできない、我慢してしまう」などの声が多く聞かれている現状であるとのことでありました。

3点目の教員の働き方改革については、タイムカードを6月に試行的に実施し、8月から本格

的に1年間計測することにしてはいますが、聞き取りの中では、残業時間が多い方で、各小学校ともおおむね月に30時間から35時間程度になっております。一部では63時間という教員もおられるという説明を受けました。特徴としては、経験が少ない若い教員ほど、時間外に勤務しないと仕事が回らない状況であり、各学校とも過重負担の要因を分析し、指導体制の見直しや会議の効率化、役割分担の明確化等でしっかり対応していきたいということでありました。

最後に4点目ですが、熱中症対策では、吉井小学校の取り組みとしては、養護教諭が暑さ指数を測定し、指数が高い場合は運動を控えるように指導するとともに、給水をとるよう校内放送で周知しているとのことでありました。

以上、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、野鶴議員

○議員（4番 **野鶴 修君**） まず、第1点目の第2期保健事業実施計画及び第3期特定健診等の実施計画に関する調査の件でありますけど、そちらのほうの報告の中で、やっぱり特定健診率というのが38%前後で近年推移しているというところであります。私の記憶するところでも、多分三十五、六%ぐらいずっといってあって、それからほとんど伸びてないというふうな状況になっているかと思えます。

所見の中ではその辺が全く触れられておりませんが、この特定健診、この受診率を向上させないことには、このいろんな後の取り組み、非常に個別指導なりいろんなことを今、取り組まれておりますけど、受診をしないということがまずきっかけになりませんので、その辺のところをどういうふうに考えておるか、委員会としてどういうふうにしたか、そういったところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（**櫛川 正男君**） 佐藤厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（**佐藤 湛陽君**） 今言いましたように、市民に身近な各コミュニティセンターで実施してはどうかということで、委員会では話されたわけでございます。どうしても時間の関係、何関係やらで、手短なところで、コミュニティセンターでそういうふうな特定健診をやったらいかがかということでございます。

それと、私はせんだってテレビで、ためしてガッテンかな、あれを見てからいろいろわかったことがありましたけど、周知徹底と何かきっかけ、動機づくりというかな、そういうのが一番大事ということで、私もためしてガッテンということで、乳がんのことであつたから、ああ、そういうこともあるかなと思ってから。だから、委員会としては、コミュニティセンターで実施してはどうかということでございます。いいですかね。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この資料、委員会報告の中の最後のページです。

このメインアリーナのうきはアリーナですね、あそこの遮熱剤の効果ということで、今、報告がありました。この18年7月のずっと温度のあれが出てますが、これを見ると、昼間はそこそこ効果があったのではないかと感じられます。ところが夜は、この室外最高気温が昼間の温度ですね。それで、夜のそのときの最高温度、9時の。それがわからないので、昼間からすると余り下がってないですね。それで、その点の説明をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） その点につきましては、ちょっとまた追ってからお知らせしたいと思います。この場でちょっとわかりませんので、はっきり。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 多分外気温がもう、三十何度とかは多分なかったろうと思います。そうすると、それからずっとこの室温のほうが高くなるとということです。その辺も含めてお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 後でまた報告させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成29年度うきは市一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

決算特別委員会の委員長に13番、江藤芳光議員、副委員長に9番、中野義信議員を指名して決定いたします。

日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第73号平成29年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第81号平成29年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を決算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第81号までの9件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第9. 報告第5号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第9、報告第5号平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（**中野昭一郎君**） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第5号平成29年度財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、事前に配布をしております平成29年度財政健全化判断比率算定資料とあわせまして、説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定によりまして、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないというふうに定められております。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、この4つでありまして、施行令第7条に基づきまして、それぞれに早期健全化基準が定められております。比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定をし、国・県への報告が必要になってまいります。また、将来負担比率を除く3つの比率については財政再生基準が定められておりまして、こちらも比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができ

なくなるなどの制約が課せられることになってまいります。

それでは、算定資料のほうで4つのこの比率を説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

まず、実質赤字比率でございます。これは算式のとおり、標準財政規模に対する一般会計等の実質収支における赤字額の比率ということになってまいります。

分母となります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額であります89億4,430万6,000円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び自動車学校特別会計の3会計を合わせたものになり、3会計の実質収支の合計額は7億3,579万2,000円の黒字になっております。実質赤字比率につきましては、赤字額が生じなければ当該比率も生じないということになりますので、本市の実質赤字比率の欄は、議案書の2ページのとおり、横棒のハイフン表記となっておりますのでございます。

なお、実質赤字比率におけます早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておまして、資料1ページの算式で計算をしましたとおり、13.53%になっております。また、財政再生基準については、旧債権法の起債制限の基準を用いて、市町村は20%というふうに決まっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。

資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

連結実質赤字比率は、特別会計を含めた全会計を対象として実質赤字比率を求めるものになります。本市の場合、一般会計等から簡易水道会計までの実質収支の合計額は8億3,837万8,000円の黒字になっております。そのため、議案書2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率の欄はハイフン表記となっております。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算するため18.53%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政再生基準に10%を加算して、市町村は30%というふうに定められております。

次に、実質公債費比率でございます。

資料は3ページになります。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が負担をする地方債の元利償還金等の比率でありまして、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に算入される元利償還金等は、この比率の算定から除外をされるということになってまいります。

3ページの下段の計算式にあります①から⑮の数値につきましては、次の4ページの実質公債費比率の状況の一覧表に該当する項目から年度別に数値を当てはめて算出し、3カ年の平均値

をもって率を確定するものでございます。

4ページの中段、一番右側にお示しするとおり、3カ年の平均値は9.6ということになり、これが本市の平成29年度の実質公債費比率ということになってまいります。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書2ページにありますとおり、地方債協議許可制度において、一般単独事業の許可が制限をされる基準でありました25%と決められております。また、財政再生基準は同様に、公共事業等の許可が制限される基準でありました35%と決まっております。

次に、将来負担比率でございます。

資料は5ページになります。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のことになります。実質公債費比率の算定と同様に、基準財政需要額に算入される分であるとか、将来負担額に充当可能な特定財源相当額等については、比率の算定から除外をされるものでございます。

将来負担額は、資料の5ページから6ページにかけて記載がございますが、片仮名のイからチまでの合計額になってまいります。これから7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額になっております。

7ページ一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回り10億139万9,000円のマイナスになっております。これにより、将来負担比率は生じないということになりますので、議案書の2ページにありますように、本市の将来負担比率は横棒のハイフン表記ということになっております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村については350%と定められております。財政再生基準については設けられておりません。

以上のように、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることはなく、現時点では健全な財政運営が行われているところでございます。

続きまして、議案書の3ページになります。平成29年度の公営企業会計に係る資金不足比率について御説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定によりまして、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。比率は、資金不足額を事業の規模で割って算出をしますが、ここで言います事業の規模とは、各会計の公営企業決算状況調査における営業収益額になります。資金不足額とは、同じく公営企業決算の歳出額から歳入額、繰越額を差し引いた額となっております。

なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率におきましては、経営健全化基準20%が定められておるところでございます。

下水道事業特別会計を例に見てみますと、歳出額（1）のところには、平成29年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額11億2,330万3,000円が計上されております。

算入地方債（2）は、建設改良事業以外に充てた地方債、例えば退職手当債などが対象になりますが、該当がないため、ゼロになっております。

次の歳入額（3）については、（1）と同様に、決算状況調査の決算額として11億5,376万5,000円が計上されます。

（4）繰越明許費繰越額は、翌年度に繰り越すべき財源として800万円が計上されます。

次の資金不足額・剰余額（5）の欄には、計算式のとおり、歳出額に算入地方債を加えたものから歳入額と繰越額を差し引いて額を算出いたします。資金不足になる場合は正の数、剰余金が出る場合は負の数字であらわすこととなりますので、下水道事業特別会計は2,246万2,000円が剰余額として計上されておるところでございます。

事業の規模（6）の欄には、公営企業決算状況調査の営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入額を控除した数値が計上されることになっております。下水道事業特別会計では、使用量収入等の3億9,459万2,000円がここで計上されております。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示しますように（5）の資金不足額を（6）の事業規模で割って算出をすることになりますが、本市の場合、資金不足が発生をしていないため、同比率のところは横棒のハイフン表記になっているということでございます。

あとの農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計も同じ計算方法で算出をしております。いずれの会計においても資金不足は生じていない状況になっております。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率についても、現時点においては比較的健全な状態であると判断をされているところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊で財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） これ、会計大変難しいんですけどね、これ、実質4年目の報告となりますが、これはもともと夕張の財政破綻につき、こういう結果報告が出たと思うんですがね。説明によりますと、健全化の育成比率は資金不足がないという報告を受けました。私ながら、一

応数字的に入れてみたんですけど、なかなかこれは結果が出てきません。これは難しく、未熟なことが私の原因だと思いますが、そもそも要は健全化の結果、例えば予算化のときに、この結果が通じているのか。

それから財政ですね。自主財源、依存財源。依存財源の場合は、補足としますと来年度2%上がります。それと今、災害が多くて、復興事業の資金が大変だと思っております。それと、各自自治体の基金に対して交付税の見直しが、これは報道によりますと、そういう報道が出ております。そういうことを見てもみますと、このような財政のやり方を予算化のときに、計画予算のときに反映しているのか。これはあくまでも成果であって、決算のときに出てきておりますので、それを予算化のときに反映をしているのか。そういうことをちょっとお聞きしたいんですがね。これは監査委員の報告のときでも結構ですけどね。その辺を私にはわからないところがいっぱいありますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 健全化判断比率の結果が予算に反映されているかというような御質問かと思えます。今のところ、健全化判断比率の数値自体は正常な数値でございますので、それを直接予算化をする上で反映しているかという、その数字を意識して予算化をするということはないんですけども、やっぱり起債残高というのは、非常に将来的にうきは市の財政に影響してまいりますので、そのあたりを十分考慮した上で予算については策定をさせていただいているつもりでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 今、鎌水議員からなかなかいい御質問が出ましたので、関連して1つだけ。

この健全化比率、毎年、うきは市は財政は非常に健全なんだという意識のひとり歩きがかなり住民に伝わっているような感じがいたします。それで、今の説明にもありましたとおりということは十分承知しながら、やはり逆に市民からうきは市は金がない、金がないという話が蔓延しております。執行部からすれば逆にありがたいことでもあろうかというふうに思うんですが、先ほどありましたように、夕張も私たち見に行きましたけど、ほど遠いような数値で安全圏内にはおります。

それでお尋ねは、財政を預かる中の課長として、うきは市の財政というものを、健全健全と皆さん、この数値をもとに口コミで広がっているのも事実。実態財政として、課長の事実上の課題等がありましたらお聞きしたいと思うんですが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。10時55分より再開します。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

江藤議員の質疑に対する答弁をお願いいたします。中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 財政運営に対する基本的な考え方ということで回答をさせていただきます。

うきは市におきましては、合併からこれまで、基本的には財政的に優位な合併特例債を極力活用しながら財政運営に努めてきたところでございます。その結果として、普通会計における29年度末の地方債現在高は131億円余に増加しております。しかし一方で、積立金現在高についても116億円まで増加しているというような現状でもございます。今後は、人口減少や高齢化社会への著しい進行ということで、大変厳しい財政状況が見込まれておりますし、今後、老朽化をしたインフラ施設等への改修等にも多額の費用を要することと思っております。

これに加えまして豪雨、それから台風、地震、そういった災害にもきちんと対応できるように、それに対して備えていくことも必要だというふうに考えております。

今回、合併特例債はさらに延長になりまして、36年度まで借入れが可能になっております。うきは市といたしましては、可能な限りこの合併特例債を活用しながら、将来にわたって安定的な財政運営が可能となるように財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと質問をさせていただきたいんですけど、この財政健全化判断比率の状況で、1項目だけ実質公債費比率というのが9.6で上がっているんですが、これ、3年の平均か何かでやった分ですかね。過去3年ぐらいで右肩上がりに上がっているのかどうかというのを教えていただきたいと思えます。

早期健全化基準というのは、その25という——パーセントでいいんですかね、になっておりますけど、この9.6というのが単年度、単年度で出てきますから、これはどんどん上がってきているかというのをちょっと確認させていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 資料の4ページをごらんいただきたいんですが、3カ年で平均で9.6という数値が平成29年度の数値として計上されておるわけですが、その内訳は左のほ

うに平成27年度が9.16461、28年度が9.00298、29年度が10.87633と
いうことで、年度によってばらつきはあると思うんですが、28年度から29年度にかけて数値
が増加しております。これによって実質公債費比率は昨年度が、3カ年度平均が9.1でしたの
で、0.5ポイント増になったという結果になっております。

この要因としては、同じく資料の4ページの④のところを見ていただきますと、ここの数字が
1億4,000万円ほど増額になっているんですね。これは、公営企業に要する経費の財源とす
る地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金ということで、下水道事業とか農業集落排水
事業、浄化槽整備事業への一般会計からの繰出金のうち、その起債への償還に充てられた部分を
ここで算入をしているんですが、これまで元利償還額の一定割合ということで、60%程度を算
入しておったんですが、これを100%算入するべきだというようなことで変更をさせていただ
いたことが、今回0.5ポイント増になった大きな要因にはなっております。

基本的には、それほど増減があるわけではなく、一定した水準で来ているのではないかなとい
うふうに捉えております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第10. 報告第6号

○議長（榎川 正男君） 日程第10、報告第6号うきはの里株式会社経営状況についてを議題と
します。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） では、議案書は4ページとなります。朗読は省略さ
せていただきます。

うきはの里株式会社の経営状況につきまして、御説明させていただきます。事前にお配りして
おります平成30年6月28日開催のうきはの里株式会社第20期定時株主総会の議案書抜粋版
に基づきまして、経営状況につきまして御報告させていただきます。内容につきましては、経営
状況の要点のみの説明とさせていただきます。

では、第20期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回、御報告いたします第20期は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までが対
象期間となります。

事業の概要です。

「九州じゃらん」の九州・山口道の駅総合満足度ランキングで2年連続人気ナンバーワンに選ばれたことで、4月から6月までの3カ月は、売り上げが対前年度の同月の二桁の伸びをしておりましたが、昨年7月に発生した集中豪雨によりまして、7月以降の客数が減少し、最終的には前年比98%となりました。

また、平成28年6月に、外貨を稼ぐ地域づくりを目的に立ち上げましたうきは地域総合商社につきましては、外販活動として、福岡の西新商店街での販売や、うきは市と包括連携協定関係にあるエフコープ、また東京のアンテナショップ福岡久留米館に営業活動を行いました。さらに職域販売、企業での販売としまして、福岡市内の企業等の従業員を対象とした販売会を新たに開催いたしました。また、ギフト販売事業では昨年度に続き、オリジナル商品として製造したフルーツカレーを3,884食、シホウチクを原料とした炊き込み御飯のもとを2,092食販売するなどしました。

以上の総合商社事業の年間売上高は1,334万6,000円となりました。

2番目の、次に、実績推移でございます。

総売上金額ですが、9億3,727万3,000円というふうになっております。その右側、2列飛ばして見ていただきますと、前年比98%、金額でいきますと2,213万5,000円の減少となっております。

次の行です。売上総利益といたしまして1億8,182万8,000円です。これは、先ほどの総売上金額から、後ほど御説明します仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

その下の行は経費で、販管費及び一般管理費が1億5,410万9,000円で、この経費を上欄の売上総利益から差し引きますと、下の欄の営業利益2,771万9,000円というふうになります。参考までに、前年度の営業利益は3,353万1,000円となっておりますので、前年比83%というふうになっておるところです。

次に、預金利息などの営業外収益を加えて、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が2,916万3,000円となります。そして、特別利益を加え、特別損失——これは、うきは市への寄附なども含んでおりますけれども、988万9,000円を差し引きますと、当期利益1,972万4,000円となるところでございます。こちら当期利益は、前年比134%というふうになっております。

その下の欄は、利用者の延べ人数を記載させていただいております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

株式の状況でございます。一株が5万円でございます。この5万円の価格について、前年と変

更はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

役員会などの開催状況でございます。記載のとおりとなっております。説明は省略させていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

従業員の調書でございます。これも前年と変更はございません。

7ページをお願いします。

こちらは、平成29年度の事業の実施状況を記載させていただいております。主なものは、先ほどの3ページのところで御説明させていただきましたので、こちらにつきましても説明は省略させていただきます。

続きまして、決算報告に入ります。9ページをごらんください。

貸借対照表となっております。平成30年3月31日現在の財務状況をあらわすものです。

まず左側、資産の部でございます。流動資産としまして、全体で3億524万9,000円です。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金などがございます。

次に、表の中ほど、固定資産です。金額は869万6,142円です。これにつきましては、車両、重機等の備品が主なものでございます。

一番下の欄になりますが、資産の合計は3億1,590万8,476円となっております。

続きまして、表の右の欄、負債の部でございます。流動負債として全体で5,385万4,732円です。内訳は買掛金、未払い金、そのほかでございます。

次に、固定負債でございますが、全体で1,263万7,178円です。役員退職慰労金として513万3,834円を引き充てております。負債の部の合計は6,649万1,910円です。

続きまして、純資産の部です。表の中ほどは後ほど説明しますので省略させていただきます。純資産の一番下の欄、繰越利益剰余金でございます。2,641万6,566円です。前年度が1,964万8,163円ですので、676万8,403円の増加となっております。

下の欄、負債、純資産合計と左の資産の部の合計は同じ金額となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

損益計算書でございます。これは、1年間の収益と費用の状態をあらわす財務諸表というふうになっております。ここに記載しております数字は、3ページ目で御説明しました業務報告書の数字の具体的な説明に当たるものでございます。右の欄に純売上高9億3,727万2,646円。その純売上高から下の段の売上原価の7億5,544万4,150円を引いたものが、その下の欄の売上総利益の1億8,182万8,496円でございます。

次に、販売費及び一般管理費です。1億5,410万9,408円です。内容につきましては、

11ページ、12ページに記載をさせていただいております。

また10ページに戻りまして、表の一番最後、当期純利益は1,376万8,403円となっております。前年度は957万5,592円でしたので、比較しますと419万2,811円の増加となっております。

なお、この当期純利益額は、後ほど説明をさせていただきます13ページに株主資本等変動計算書というものがございますので、13ページをお開きいただければと思います。

表の上から3段目の中央ぐらいに書かれております繰越利益剰余金の当期変動額の中の当期純利益（損失）と記載されております。ここの数字に当たるものでございます。

済みません、行ったり来たりしまして、ページを戻っていただきまして、11ページをお願いします。

こちらは、先ほど総額を御説明しました販売費及び一般管理費の詳細の一覧となっております。説明のほうは省略をさせていただきます。

次は、また13ページをお開きください。

株主資本等変動計算書でございます。先ほど9ページの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されるものでございます。これは会社法に基づき作成される財務諸表というふうになっております。

まず、当期末の残高ということで、表の一番下の欄でございますが、左側の資本金が1億円となっております。これは前年度と同額となっております。その隣の利益準備金としまして2,500万円、これは商法の規定によって、資本金の4分の1を会社が積み立てていかなければならないというふうになっておるものでございます。こちらも昨年と同額でございます。

表の真ん中ほどに1,376万8,403円という記載がございます。これが先ほど説明しました10ページの損益計算書の当期純利益額となっております。この当期変動額のその他としまして、その下の欄、左側になりますが、500万円を別途積立金として積み立てを行っております。さらに200万円を株主配当金として出しており、合計700万円の減額としているところでございます。

整理しますと、当期純利益額から積立金500万円と配当金200万円の合計700万円を差し引いて、残った676万8,403円を当期期首残高の1,964万8,163円に加えた額が、当期末残高2,641万6,566円となるものでございます。これが繰越利益剰余金となりまして、また申しわけありませんが9ページに戻っていただきまして、この貸借対照表の右側、下から3段目の繰越利益剰余金の金額となるものでございます。

説明を続けさせていただきます。14ページをお開きください。

個別注記表ということで、会社の会計方法について記載しておるものです。下のほうになりま

すが、昨年の定時株主総会において、1株当たりの配当金が2%、1,000円と決定したことが記載されております。

次に、15ページをお開きください。

平成30年6月17日に行われました監査の結果が記載されております。

続きまして、16ページをお願いします。

第1号議案としまして、配当金を2%1,000円とすること。また別途積立金を前期同様の500万円とすることが議案として提案され、決定されております。

ここまでが平成29年度の経営状況の報告となります。

なお19ページ目以降は、平成30年度、今年度の事業計画となっておりますが、こちらにつきましては説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、事業報告及び決算報告については特にはないと思いますが、うきはの里の事業全体について、少しお尋ねしたいと思います。

1つは、うきはの里というのは地域づくりも含めて、この間、取り組んでいるというふうになってます。特にその中で生産者との関係についてですけれども、その報告はちょっと姿が見えてこないの、農家の収入との関係も含めて、今現状としては収益が上がっているかどうか、その辺の状況について、どう評価されているのか、少しお尋ねしたいというふうに思います。

それから、経営的な中身として、2つ目には従業員の調書というものが出されています。前年と変わらないというお話でしたけれども、なかなか賃金が上がらない状況の中で、その人たちの時間当たりの生産性も含めて、労働分配率とかですね。そういったさまざまな数値を分析されているとは思いますが、その辺についてはどのように評価されているのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点はDMOについてですけれども、改めてDMOを登録して、この間、事業に取り組んでいるということだろうと思うんですけど、まだウキハコつくって間もないという点ではあるとは思いますが、当初計画した総合商社うきはの里の利点と不足している点というのは、たしかDMOをつくる時には、そういう形で申請してると思うんですね。そういう意味では、その意思がどの程度達成されているのか。課題は何かというところをどうお考えなのかを、以上、3点お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 3つの御質問をいただきました。

まず、地域づくりがやはり道の駅の本来の責務というか、生産者についての収益の向上は達成されているのかという御質問につきましてですが、昨年、豪雨災害によりまして、売り上げ、若干下がっておりますけれども、恐らく個々の生産者に関してどれぐらいの売り上げがアップしたかというのは、ちょっと調査をしてみないとわからないですが、724名の西見台出荷組合の方々に各自売っていただきまして、その収益がこの売り上げとなっていると思っておりますので、それなりの評価はしていただいているのではないかというふうには考えております。

また、今年度の話でございますが、8月に1日の売り上げとしては過去最高の1,000万円を少し切るぐらいの990万円台を達成したということで、非常に販売も好調でございまして、そういったところで生産者に還元できているのではないかというふうには考えております。

2つ目の従業員の生産が、数が変わらないんですが、効率というか、生産性はどうかという趣旨の御質問かと思いますが、非常に経営陣と時々会話を、社長を含めさせていただいている中におきましては、どちらかという、もう四、五人ぐらいいてくれば非常に助かるということで、非常に今の、この限られた人数の中で努力をさせていただいているというふうに感じておるところでございます。その中で、昨年度も豪雨災害で売り上げがマイナスになったということで、社長、駅長を含めまして給与のカットをさせていただくなど、非常に経営努力をさせていただいているというふうに思っております。

3つ目のDMOについてでございますが、ウキハコを、御指摘のとし4月11日にオープンいたしました。28年度からこの地域総合商社事業ということで、市と道の駅がタッグを組んでいろいろ協議をしまいたところでございます。29年度から1つの柱としてDMO事業ということで、ウキハコを核にして、いろんな、道の駅に年間120万訪れる人たちを、御来客をうきは市内を回遊させる体験メニューづくりというものに取り組んでいくべきとしていたところですが、29年度はサイクルツアーなど、都市部の大学生を呼んで実証などをしていたところですが、30年度から本格的に、冒頭、市長の話にもありましたけれども、藤波ダムのツアーなどや野菜の収穫体験、そういった果物を目当てに来た方を、よりほかのうきはの資源に目を向けてもらうような体験メニュー造成というものに着手したところでございます。そういったところでウキハコの活性化を図っていきたいと思っておりますし、昨年度来実施しております、DMOとして行っております観光客満足度調査を今年度も9月末に行う予定にしておりますが、そういったものを踏まえまして、観光客からどういうニーズがあるかというのを引き続き検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ありがとうございます。まだまだ当然道半ばであるので、今、この場で結論が出せるような話をするつもりはないんですけれども、ただ、うきは市にとっては、非常に大きなコアな部分だろうというふうに思います。

したがって、さっきも言いましたけど、まだ農家との関係では、ことし、さっきこの報告書の中でアンケートをしているということもちょっと書かれてましたけど、中身は全然違うと思うんですけれども、ただ、観光DMOを作成するに当たっても、後継者問題とかというのもあったと思うんですね。そういう意味も含めて、このうきはの里がどういうふうに生産者の方から受けとめられているのかということところは、広域性、この事業が広く展開していくのかどうかという方向性も決めるものだというふうに認識するわけですね。そういう意味で注目をしているという点で、私はこういうふうに質問させてもらっています。

そういう意味では、ぜひ、農家の収益がなかなか上がらない。今、ここの決算報告の中では、純利益は昨年より上がっているということをおっしゃってまして、最近の企業の動向と似たような関係になってくるので、その辺のバランスの問題はあると思いますけども、ぜひ今の事業のあり方が、農家との関係で大丈夫なのかどうかということもきちんと反映していかなければならない課題ではないかなというふうに思っております。

それから、そういう意味では、経営という意味で言うと、いわゆる今、総務省がやっている労働生産性の向上とかということではなくて、純粋に今の労働生産性が適切なのかどうか。今、私、計算を若干31年で計算してみると、1人当たり500万円。付加価値の計算でいくと400万円程度になってくるんだらうと思うんですけれども、そういった計算がきちんとされて、コントロールされてるのかどうかということも非常に大きな課題だというふうに思っています。

だから、そういうコスト管理という点も十分に把握して行うようにしていただきたいと思っています。そのことが、3点目に申し上げたDMOの、これからお金をかけて、うきはをアピールしていく予算をこの間、ずっと計上していくわけですね。ことしもそういう意味では広報費として計上しているわけ。この広報費の計画というのが、年々ふえていく計画にとりあえずなっているんですね。そういうことも含めて、今後の計画をどう組み立てていくのか。あるいは、地域の広がりやをどう持っていくのかということとの関係も含めて、この数値というのはきちんと把握していただきたいというふうに改めて要望して、質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） たくさん御指摘いただきました。

農家との関係につきまして、おっしゃるとおり昨年度農家に、今、手元にはないんですが、総合商社事業に関するアンケートを実施しておりまして、かなり期待しているというような、7割方、何かそういう自分の産品を外に売ってみたいという回答が得られております。こういったところ

をうまく深掘りしていきまして、今でもエフコープさん、先ほど申し上げましたように、外に販売をどんどん拡大しているところですが、農家のニーズというのも深掘りしていくことが、そういったおっしゃるような後継問題の解決等につながっていくものと思いますので、また引き続き対応していきたいというふうに思っております。

また、1人500万円の人件費、おおよそというのが生産性に適切かという御指摘につきましても、道の駅経営陣と議論してまいりたいというふうに思っております。

また、プロモーションの費用がふえていくというのは、一定の程度はやはり広報していかないと、なかなか魅力の発信というのは継続していかないのかなとは考えておりますが、今、別途取り組んでおります関係人口創出事業等を活用しまして、コアなファンになってくれる企業さんや個人をふやしていくことで、そういった効率的な広報というか、うきはのファンづくりにも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 岩淵議員に関連しまして、お尋ねをしたいと思います。

先ほど岩淵議員は、従業員の給与について問われたと思いますけれども、この報告書11ページの販売費及び一般管理費の中を見ますと、役員等報酬が1,166万円とありますが、役員等報酬、管理部給与、事務員給与、物産館給与、食品部給与ということですが、総額がありますが何名かわかりませんので、何名か。そして、平均がお幾らかというのを教えていただきたいと思えます。

それから2点目が、15ページに役員名簿がありますが、この役員名簿中うきは市からの出向者の数、あるいはうきは市職員のOBの数を教えていただきたいと思えます。

以上、2点です。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 2点御質問いただいたかと思えます。

1点目の給与の支払い対象はということでございますが、6ページ目の従業員調書にございます31名に加えまして、役員報酬ということで、代表取締役、佐藤社長と常務取締役、大力駅長の役員2名を加えた33名分ということでございます。

また15ページ目の、こういった役員の方々には市のOBはいらっしゃるかという御質問だったと思えますが、OBの方はいらっしゃいませんで、現役の副市長（「ああそうですか。……森林組合の組合長……公室長ですか……」と呼ぶ者あり）。そしたら、役につきましましては市長公室長から回答していただきます。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） 役員の市役所からの出向者といえますか、内容につきましてですが、まず15ページに記載しておりますけれども、まず、取締役として今村副市長、それから取締役の平川光臣さん、こちらの方が以前、市役所職員でございました。現森林組合の会長でございます。（「森林組合の組合長として入ってる……」と呼ぶ者あり）はい、森林組合の組合長として入っております。それから、監査役の田邊敏文さん、こちらが市役所退職者でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 11ページに、先ほど言いました役員等報酬等が書かれていますから、その5項目、食品部給与までのそれぞれの人数と平均報酬額を教えてくださいという質問でしたので、再度お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 済みません、手元に資料はあるんですが、平均を出すのに時間がかかりますので、後ほど回答させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） じゃらんで2年間1位ということで結構なことです。田籠課長がうきはブランド推進課長のときに、贈答品を私がいただいて、中が、黒い梨がほとんどじゃったという質問をしたと思います。その後、道の駅の中で審査を通すか通さないか、金額が高いということで、耳納の里は通しているから、簡単なやつはどうかという話をした経緯があると思います。その後どうなったか、今、ちゃんと生産者を信頼してやっているものか、審査でやっているものかを聞きたいと思います。

なぜかという、最近二、三日前ですかね。コンテナで梨が、いいとこじゃないけど、配ってくださいもらったので、ちょっとほんなら食べてみようということで言ったら、うちんが、いや、高い梨をかうてきちよるけん、これを先に食べんねということでむいてきたら——道の駅じゃありません、その購入したのは。これがまたかたくておいしくない。何で私にこういうのが当たるのかわからんですけど、ちょうど当たりますから、そのことを思い出して、再度どういうふうなやり方をしているかお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） クレーム対応についてのことだと思います。贈答品コーナーというのは非常にほかのところと比べましても値段も高いですし、ブランドですね、発進していくということで非常に品質管理というのは重要だと思っております。

今、確認しましたところ、センサーでの対応というのは特段まだ行っていないということです

が、今、時々行っていただくとわかるんですが、ここにあるものは全て糖度何度以上ですというような表示をされているような生産者もいらっしゃいます。そういった付加価値をつける取り組みとして糖度計を道の駅のほうで用意しまして、そういったものを表示するような、プラスの表示を行っておるところです。

またクレーム対応に戻りまして、では、そういう生産者の不適切な出荷については、各生産者のグループがございまして、生産者の会の中で厳格にルールを決めていただきまして、例えば、生産者の会によって回数は違うということですが、2回そういうクレームが続いたらどれぐらいの出荷停止と、そういったような、自分で自分に罰を課すというようなところで統制をとっておりまして管理をさせていただいているということですので、一定のそういったクレーム対応にはなっているのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 糖度をはかったり、いろいろグループでやってもらっているということで、糖度をはかっても中の黒いのはわからないと私は思います。それで、今のところ苦情がなければ、ちゃんとグループの人がやっていると信頼していいとは思いますが、なかなか1人でも2人でも、それが行き渡ったら嫌な気分になりますからね。1人行けば5人、10人と広まりますから、そここのところ、もう少しきちんとしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） そういったことで、クレーム対応につきましても、いろんな手だてで強化してまいりますように道の駅の経営陣とともに話していきたいというふうには思っております。

データの的には、ちょっと今、数字は出ていないんですが、クレームの数自体は年々減っているということで聞いております。そういったことで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 私は生産者の声やら従業員の声というのは、どこでどういうふうな格好で吸い上げられているのかなと思うわけでございます。というのが、この取締役でいろいろ会議があっているけど、私、生産者の方が手数料の問題、結構少し下げてくださいというような声もあるし、それと従業員の声は、何で金融機関をやめた人が何で入ってくるのかとか、そういうふうなことを耳にするもんだから、ここで質問したわけでございます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 生産者の声ということですが、出荷者組合は非常に

道の駅の経営陣と密に意見交換をさせていただいております。月に1回、生産者の出荷組合役員との会合というのを開いております。その中でいろんな生産者、出荷組合からの要望を受けたりとか、道の駅としてもこういうイベントを打っていきたいというような協議をしたり、そういった話し合いがなされているものというふうに承知しております。

また、そういった中でも、組合の幹部じゃない人の意見はじゃあ、どうすんだということですが、道の駅に投書箱というのを置いておまして、そこに生産者の方からどなたでも投書をしていただけるというふうになっておまして、そういったことでいろんな意見に対応していく態勢をとっておるといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 10番、佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 生産者のそういうふうな会議があつて、そういうのがどのような格好で吸い上げられているという経過が欲しいわけ。どういうふうな課題が一番多くあるのかというのが、生産者の声でどういうふうな課題が一番多いのか。

それと、従業員の問題だけど、この6ページかな。6ページに契約職員や嘱託職員というのがあるわけですが、これ、年代別に大体どのくらいの年の人が職員なのか、契約職員はどのくらいの年齢なのか、嘱託職員はどのくらいの年齢なのかというのが知りたいわけですが。裏づけをちょっと私も聞いとかなと、説明しようがないからですね。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 従業員の年齢につきましてお尋ねということですが、今、すぐに全員が何十代だということはわかりかねるんですが、ルールとしまして、この中の嘱託職員という枠は60歳以上の職員ということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 後で出すと。樋口課長、どうぞ。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） では、少し時間をいただきまして、職員、契約職員、嘱託職員、パート、アルバイトに分けてまして、何十代の職員がいらっしゃるかとということで、後ほど報告させていただきたいと思っております。

それと済みません。先ほど竹永議員の御質問いただきましたこととあわせて回答させていただきます。

役員等報酬のほうですね。11ページ目でございます役員等報酬1,166万円につきまして、2名なので、平均が583万円でございます。次、下の管理部給与1,554万9,203円、こちらは4名でございますので、平均が388万7,301円でございます。その下の事務員給与786万7,646円、こちらは3名でございますので、平均が262万2,549円でございます。物産館給与3,601万3,126円、こちらは21名でございますので、平均が171万

4,911円となります。最後に食品部給与519万5,673円は3名でございますので、1人当たり平均が173万1,891円というふうになります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今の役員等報酬、管理部給与ということは、15ページに名前が挙がっている方の分だと思われませんが、15ページで取締役社長以下取締役が7名おられますが、今の分で言うと6名ということで、これは副市長がもらっていないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 15ページ目にございます役員でございますが、常勤役員としましての佐藤社長、大力駅長の2名がその役員報酬の対象となっております、残りの取締役につきましては、報酬は発生しておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 道の駅、かなりいろいろ意見が出てます。その中で、私はこの道の駅が民業の圧迫、これの根本はもう、道の駅とっております。ただし、その道の駅を反対しているではありません。時代の流れというかな、そういうのとも関係しとると思いますが、フルーツ狩り、ほとんどバスも来ません。ほとんど道の駅に寄ってます。それと果物とか売ってた商店ですね、これももう、ほとんど終わってます。

それで、出荷者側もある程度喜んで道の駅に出荷して、そこの吉井の青果市場あたりもほとんど果物の量も減っております。市場の存続が何年続くやろうかち私は思っております。それで、道の駅、かなりの売り上げもあってますが、先ほどから、今の最初言うたことについては市長にお聞きしたいと思います。道の駅について。

それと生産者、声を吸い上げるということで、月1回定例会と投書箱を設けているということですが、これも需要と供給のバランスもありますので、需要のほうですね。買いに来られた方あたりの投書箱はあるのか。いろいろあると思いますが。

それと、以前は市外からの出荷者ですね。うきは市で生産できてないものとか、そういった関係であったらうと思います。かなり入り込んでました。今はどんなになってますか。市外からの出荷者ですね、道の駅の。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 道の駅が民業を圧迫しているんじゃないかというような御指摘でありま

すが、私は決してそういうことはないと思っています。

振り返りますと、平成5年に当時の建設相が施策として道の駅を打ち出しました。当時の浮羽町は全国でも最先端、平成6年から道の駅の事業に取り組んで、オープンが平成12年ですから、6年間かけて市民の皆さんと何度も何度も議論して、場所の設計から運営管理から、6年間かけて議論して平成12年にスタートして今、18年目を迎えているということでもあります。もともと出発点は庭先野菜、どうしてもおうちの前で野菜をつくられている人で、どちらかというと御高齢の方が庭先野菜をつくって、自分のところで消費するには余ってしまうもので、それを道の駅に出して、そして孫の小遣い銭としてうまく好循環をするということからスタートしたのが道の駅であります。

現時点、出荷者組合、先ほど課長のほうから話があつてますように、724名の方が登録をされておりますが、大半の方が、やはり道の駅だけを本業とするのではなくて、本業はしっかり農業展開をされて、一部を道の駅に出荷をしているケースがほとんどではないかと思つているところであります。したがって、例えば、議員からは具体的にフルーツ狩りがなかなか入らないというようなお話がありますが、私の承知しているところでは、市民農園、フルーツ狩りをやられて道の駅にも出荷をしている人もいらっしゃいますので、それは取り組みの違いであつて、やられてる方はフルーツ狩りもやり、道の駅にも出荷をしていると、こういう方もいらっしゃるということはちょっと御指摘をしておきたいと思つています。

それから、当初から道の駅は地産地消で来ておりますので、基本的に市外からの仕入れはない。ただし、道の駅間交流で、お互い道の駅間同士の物産館の交流というのは例外的にありますが、基本は地産地消で取り組んでいるということを御理解いただきたいと思つています。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 御質問2点にお答えします。

来方客向けのそういった意見を吸い上げる仕組みはないかということですが、売り場のレジの近くのところにお客向けの投書箱というか、意見ボックスというのを設置されているということでございます。

また、西見台出荷組合の724名の中にどれぐらい市外の方がという御質問でございますが、先ほど市長からありましたように、新規に市外の方を受け入れるということは基本的にはやっていない。ただ、昔から入られておる、例えば田主丸の方とか、そういった当初から入られている方にやめていただくということはなかなか難しいということから、今、調べましたところ、724名のうちの田主丸の方は16名いらっしゃいます。また、本当に始まった当初に入っておられた、例えば日田とか、そういった市外の方は5名ほどいらっしゃるということでございます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） その市外からの出荷者ですね、どんなものを出荷されているんでしょうか。うきは市にないものを出荷されとるとなら、もう基本的にわかりますが。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） おおよそでございますが、先ほど申し上げました21名が出荷しているのが、特に田主丸が植木、苗木が盛んということでそういう植木、苗木系と、また野菜や花というふうな花卉類——花卉というのは花ですね、といったものであるというふう聞いております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 皆さんに関連して、ちょっと確認の意味も含めて、今、市長から答弁もありましたけども、出荷者の価格設定について、出荷者の方々から、先週やったですかね、御意見がありまして、安過ぎるんじゃないか。うきはの人は人がよ過ぎるんじゃないかという、そういう話でありました。ですから、今、手数料が十何%ですかね。16%、はいはい。そういう話がありましたので、別の人に聞きましたら、新聞等で毎日報道される市況を参考にして、それぞれが思い思いに、その方は価格設定をしているということですが、ただ、お年寄りの方々は何でこんなに安いのかというような話もあるようなことでございました。

ですから、耳納の里もありますし、杷木のほうではバサロもありますが、その辺の価格の設定について、出荷者の皆さんがどういうことなのかというのはちょっと確認をしたいと思ひまして。市長がおっしゃるように、孫にお小遣いをあげるという趣旨でやっていること以上に、これは存続する意味があると思うんですけど、はて、その辺で収益のことも片や考える人もいらっしゃると思うんですが、価格設定はそれぞれの出荷者で決定されることでありましようが、その辺のことについては、実態として認識されているならば、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 出荷者の価格設定につきましてですが、一義的にはあくまでやはりその出荷者が決定するものというふうには理解しておりますが、平成28年度から——私がいなかった当時からなんですけど、始まった総合商社事業の中で、出荷者の方々の価格設定についても若干議論を行いまして、例えば贈答品コーナーをつくりました。この贈答品コーナーをつくったときには、道の駅の店員というかスタッフのほうから、もう少しここに置くんだったら値段上げられると思ひますよといったようなアプローチを繰り返しまして、出荷者も本当にそれで売れるのかなということから、ちょっと1,000円上げてみる、2,000円上げてみるということで、贈答品コーナーについては、ごらんになっていただいたらよくわかると

と思いますが、非常に普通の売り場に比べて高い値段設定がされております。そういったことが出荷者にとっても利益の向上にもなりますし、少しずつ高い値段にしても付加価値をアピールすれば売れるんだというふうなことで認識が広がっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） わかりました。

それで、ちなみに耳納の里、それから近隣の職場への関係あたりとの値段の設定等の、その辺の確認あたり、その辺を出荷者との1つの調和材料として、その辺の確認をなさっているかどうかを確認して終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 道の駅のスタッフサイドでは、そういった値段の情報交換というのは特段やってないということですが、市場原理の中といいますか、出荷者も耳納の里にも加盟している、道の駅にも加盟している方も多数おられるというふうに聞いております。そういった方が、出してみながら少しずつ価格設定を上げてみたり、それでまた売り上げが落ちたら下げるとか、そういったような市場原理の中である程度は動いていくものと思います。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、そういう付加価値を上げるための施策につきましては、道の駅のほうからも出荷者にアプローチができますように、例えば見せ方とか置く場所とかですね。例えばセット販売とか、そういったやり方については道の駅のほうからも、出荷者の方にアプローチを今後もしていきたいというふうには聞いております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 質問してよろしいでしょうか。ちょっと確認です。

障害者団体のほうから商品が出ました折にはリベートなしでという話を以前いただきましたけど、それは保たれてますでしょうか。どんなですか。16%ということを知りましたが、障害者団体からはいただかないというようなことを以前お尋ねしたとき知りましたが、まだ保たれているかどうか。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 障害者団体からの販売に関して、手数料を取っていないかという御質問でございますが、定期的に会議室で障害者団体による販売会を行っておりますが、そのときに通常取るべき手数料というか、出店料というんですかね。そちらのほうは何もいただけないということで、継続しているという状況でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。13時10分より再開します。

午前11時59分休憩

午後1時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで、うきはブランド推進課長より報告の申し出がっております。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 済みません、先ほどの道の駅の経営状況報告の中で、竹永議員より御質問いただきました点について回答ができておりませんが1点ございましたので、御報告差し上げます。

従業員調書にございました職員の契約職員、嘱託職員別の年齢構成についてですが、それぞれどれぐらいの年代の方がいらっしゃるかということを中心に報告させていただきます。

職員に関しましては、20代、30代、40代、50代、60代ということの方が全ていらっしゃるということです。契約職員につきましても、20代から50代までの方がいらっしゃいます。先ほど申しあげましたように、嘱託職員につきましても60歳以上という規定がございますので、60歳以上の方のみになっております。パート職員につきましても、20代から60代までの方がいらっしゃいます。

追加で申しあげますが、各年齢層の数の平準化といいますか、若手の育成といいますか、そういったことを道の駅としても図っていきたいということではございますが、昨今の中小企業の人材難によりまして、募集をしてもかなり応募が厳しい状況にあるということで、若干高齢者の再雇用を含めたところでの活用というものが余儀なくされているということを御承知おきいただければというふうに考えております。

以上です。

----- . ----- . -----
日程第11. 議案第53号

○議長（櫛川 正男君） 日程第11、議案第53号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第53号専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、6ページになります。

専決第7号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めること。平成30年8月3日。うきは市長高木典雄。

予算書をごらんいただきたいと思います。

平成30年度うきは市補正予算。左上のほうに平成30年8月3日専決第7号と書かれておるものを御準備いただきたいと思います。1ページになります。

専決第7号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億7,765万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年8月3日。うきは市長高木典雄でございます。

今回、専決処分をいたしました補正予算につきましては、平成30年7月6日に発生をいたしました豪雨災害に伴います測量設計に係る委託料を計上させていただいております。今月から順次災害査定が行われることになっております。近隣自治体でも膨大な数の被害箇所が想定されておりまして、至急測量設計を行う必要があったことから、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分を行ったものになります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額3,400万円。今回の補正では、財政調整基金からの繰入金を財源としております。

次に、10ページです。歳出になります。

11款1項1目農地災害復旧費、補正額700万円。農地に係る設計委託料になります。

同じく2目農業用施設災害復旧費、補正額1,200万円。農業用施設に係る設計委託料になります。

11ページでございます。

1 1 款 2 項 1 目 公共土木施設災害復旧費、補正額 1,500 万円。公共土木施設に係る設計委託料になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。5 番、竹永議員。

○議員（5 番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

7 月 6 日の日に豪雨がありまして、ここに今の分は設計委託料だけというふうになっているんですが、7 日の土曜日、多分午前中だったと思いますが、地元を回っておりましたら、民間業者の方が、市と契約して江南校区と吉井町はうちが引き受けて土砂の撤去をしましたか今からしますということで、20 センチぐらいあったからということで、そういう取り組みは非常に早急にされていまして、そういうシステムは機敏に運用できたんだなと思いました。子供たちの通学路でそういう土砂の撤去をしていただいたと思っているんですが、先日の全協が 8 月 3 日にあったとき、それから 30 日もありましたけれども、3 日では、その被害状況についてはいろいろ市長なり市当局から受けたんですけども、先ほど言いました通学路の土砂を撤去したというのは、この予算なのか別個なのかというのがわかりませんので、そこをお尋ねします。

それから関連して、今回の豪雨で小・中学生の通学路のどこが被害に遭って、どのような工事をされたのかということですね——さっき言った土砂の撤去などですね。その場所は、ひょっとしたら毎年のように豪雨があるわけですけども、そこが同じであれば、何らかの対策が打たれていくのかいったのかということがわかりませんので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいま御質問いただきました災害時の緊急対応という案件でございます。

これにつきましては、うきは市におきましては平成 20 年、未曾有の豪雨災害を経験したわけでございます。このときに、やはりライフラインの早期な復旧というところで、この経験をもとに、現在、年度当初に市内建設業者のほうと価格の契約を行いまして、緊急時の対応というところで、ボランティア活動ではできない部分、そういった対応に伴います費用負担が生じております。ですから、そういった初動対応に対応できる組織を年度当初に地域維持型 J V というところで、市内業者 30 業者のほうで校区割をいたしまして、契約をしておるところでございます。今回の 7 月の豪雨のときもその制度を利用いたしまして、地域割をしております担当の業者のほうに依頼をいたしまして、緊急的なライフラインの復旧をしておるところでございます。

それから、通学路ということもございますけれども、現在この地域維持型 J V といいましてのは、公共土木のほうでは市道、河川、それから農林土木のほうにおきましては用水路とか農道、そう

いった初動のための活動をやっておるわけでございまして、恐らく通学路でいいますと市道に係ると思いますので、その点につきましては、公共土木の地域J Vのほうで市道のそういった初期対応という活動をしておるところでございます。これにつきましては、当初予算のほうで組んでおります。金額は今、手元にありませんけれども、当初予算のほうで作業の手だてをしておるところでございます。

以上でございます。

それから、今回7月の豪雨の関係でございますけれども、通学路の被害の場所というのはちょっと把握しておりませんが、今回、地域J Vで活動していただいた市道につきましては32路線、33カ所において崩土の撤去あるいは流木等の撤去等をしております。それから河川につきましては6河川、9カ所というところで、市道のライフラインの応急工事を行った状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 市当局からすれば、通学路として特別、今は把握されていないというのですが、これは、教育委員会のほうはどのような把握をされてるのかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 榎藤学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 通学路については、学校から報告を受けているのは、東高の向こう側のテニスコートのところが冠水したという報告は受けました。それで、通学路を変更しておりますという報告も、安全を確認してから子供たちは帰りましたという報告は受けております。それ1件のみでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 財源の確認をさせてください。

この3,400万円の合計の災害査定設計委託料、これは激甚の指定だと思っておりますけど、後でこの委託料の関係の財源というのは、何らかの財政措置があるのかどうかの確認です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 財源の確認の御質問ですが、公共土木施設災害復旧費の設計委託料については、この9月議会の補正におきまして、一部国庫負担金と災害復旧事業費を充てております。

農地農業用施設災害復旧費については、現時点では補助対象になるかが不明でありますので、財政調整基金からの繰入金で充てた状態になっております。いずれにしましても、災害査定の後、改めて財源の補正は行いたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は承認することに決しました。

日程第12. 議案第55号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第55号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） お手元の福岡県うきは市補正予算を、厚目の資料ですけれども、そちらの45ページをお開きください。

議案第55号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,193万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,674万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。内容説明に移ります。予算説明書51ページをお願いいたします。まず歳入です。

7款1項1目繰越金8,193万1,000円の増額補正です。平成29年度決算に基づき、繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。

5款1項1目特定健康審査等事業費62万4,000円の増額補正になります。こちらは特定健康審査等の国県の負担金の返還金でございます。内訳につきましては国と県、それぞれ記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目基金積立金5,999万9,000円の増額補正でございます。平成29年度決算余剰金の一部を基金に積み立てるとして増額補正を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款1項3目国庫支出金等返還金6,107万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、内訳といたしまして、過年度療養給付費等国庫負担金返還金が5,154万円、過年度退職者医療療養給付費等交付金返還金が626万6,000円、過年度高額医療費共同事業負担金返還金326万4,000円でございます。いずれの負担金等につきましても、平成29年度概算請求して、次年度精算により受け入れ超過分を返還するとして補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費3,976万2,000円の減額補正でございます。こちらの補正額につきましては、歳入と歳出の財源調整のため減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっとお伺いします。

今回、返還金というような形で6,000万円近くですかね。それと2種類返還金があるみたいなんですけど、過年度というのは前年度のことか、いつのことかを教えていただきたいと思えます。

それから、当然、支出金、国・県やらから来た、今度、返してくださいという通知があるんだろうと思うんですが、これはいつごろあっているのかですね。

それと、毎年こういった返還金というのが生じるのか。そういったのを説明していただければと思っております。

できましたなら、特に多いのが54ページの過年度療養給付費等国庫負担金返還金、これは5,154万円ですかね。これというのは負担金、支出金に対する何パーセントぐらいを返されるのかがわかれば説明していただければと思うんですけど。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） まず第1点目の質問です。過年度というのが平成29年度にな

ります。

次に、国県の申請、精算の時期ということですが、5月末で一応前年度分の決算が終わりまして、それから精算をしますので、6月の後半から7月の頭にかけて精算をしているようでございます。こちらの返還金につきましては、毎年発生はするものでございます。

それと、最後の御質問です。過年度療養給付費等国庫負担金の返還金の分につきましては、全体の何パーセントという内訳は出しておりませんが、収入決算額につきましては7億5,015万768円ということになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 補助金の関係で少し補足をさせていただきます。

国県補助金の精算に関してなんですが、年度内に精算するものもありますが、特に保健事業関係、それから福祉の事業関係というのは、ほとんどが全て翌年度になっての精算ということになってまいります。したがって、それらの補助金については、どうしてもやっぱり医療費関係とかでもある程度多目に補助金の要求をしておいて、実際にはそれよりも低い額で確定をして返還をするというのが基本的な流れになっております。これは特別会計だけではなく、一般会計でも出てまいります。ただ、まだ正式に確定していないものもありますので、一般会計の分は、例年12月の補正で上げさせていただいているというような状況になっております。そういった関係で、この国県補助金の返還金というものが発生するようになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 返還金というのが毎年こういった形で出てくるというのが、1回負担金をいただいて予算を組んだら、それに伴ってほとんど執行するような形をとる。翌年度にまた多かったから返せという、一般財源として、またそこから繰り入れなりせないかんとやなかろうかと思ひまして、基本的に国やら県から負担金をいただいたら、それを予算組みして、それを100%使うような形を——予算組みするんですけど、それで実施して、その後に次の年に、いやいや多かったですよ。それは返してくださいとなると、何かそこがちょっとおかしいなという思いがあったもので、こういった返還金というのができるだけ少ないような形を何かできんやろうかという思いがありまして、質問をさせてもらったところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 医療費関係は、どうしても3月いっぱいまで幾らかかるかというのはいくらもわかりませんので、それが2カ月後とかにならないと精算ができないわけですね。ですの

で、あらかじめ補助金の請求というのは、もう見込みで申請をすることになります。そういうことで、少なく見積もって足りない分を追加請求するという方法もあるんですけども、ある程度多目に見込んだ上で、どうしても返還金が生じてくるというような形で、現在は進めさせていただいております。

○議長（**櫛川 正男君**） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（**13番 江藤 芳光君**） 組坂議員とちょっと関連しますが、まず松岡課長の答弁で、52ページでも54ページでもいいんですけども、過年度特定健診審査等国庫負担金の返還金、一般財源の返還ですが、これを過年度というのは、29年度を言うという答弁でございましたですね。これは30年度の予算です。あくまでも29年度の概算金を確定して30年度でお支払いするということからすると、これはやはり29年度を過年度ということになるんですかね。それは1つ確認ですね。

それからもう一つは、53ページの基金です。御承知のとおり、国保というのは多額の繰り入れをやって運営をしております。いよいよ県のほうで財政的な運営がスタートいたします。今、現有基金が41万379円を保有してますですね。あわせて繰り越しの余剰金をもって5,999万9,000円という積み立てをするということになります。これは今までもそうやってきたのだろうと思うんですけど、ちょっとほかの資料は精査してませんが、これは県との関係において、この基金の積み立てをやっていこうという考えなのか。その辺を確認させていただきたいと思います。

それと最後に54ページ、さっきありました過年度の返還金、去年は12月補正でやっています。今回は9月補正ということでございますが、この四半期の違いがわかりましたらお答えください。

以上です。

○議長（**櫛川 正男君**） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（**松岡 美紀君**） 3点の御質問でした。

先ほどの過年度の分につきましては、こちらの分につきましては、平成29年度の決算なり精算なりにより発生した返還金ということで、29年度というふうに申し上げました。

次に、2点目です。基金の関係ですけれども、こちらは後に今議会で提案をさせていただきます基金の名称の変更にかかってくるものでございます。現状の基金では、給付費の不足分を補填するために基金を積み立ててきたんですけども、基金の積み立てにつきましては、今年度28年度までは積み立てができてなかったような状況でございます。こちらのほう、4月からの国保の制度改正に伴いまして、後納金の支払い財源にするということで、処分をするようにするというので名称の変更をするものでございますけれども、そちらのほうの積み立てに使うとい

うことで5,999万9,000円の補正をさせていただきました。

最後に12月補正と9月の補正の違いということでございましたが、こちらも今年度の4月に行われた国保の改正に伴いまして、特定健診は残るんですけども、次のページの過年度療養給付費と退職者医療療養給付費と高額医療の共同事業費、この3点につきましては、県のほうに補助金に移ることになっております。それで、市のほうには今回なくなるような形にはなるんですけども、そのため、国のほうなり県のほうなりが、本来は次年度で相殺をしてくたりしてたものを、今年度はそういう相殺をせずに、こういう形で早目に返還というようなことになりまして、今回の補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっとくどいようですけど、52ページでいいんですけど、ずっと思い込んでました。当該年度に概算払いで一定の精算ですね。そして、当該年度の決算をもって確定をする。そして、返還ということになりますからですね。からすると、過年度に返還をするんだという意味合いじゃなかったんですか。私、勘違いしてましたけど。でいくと、29年度が、前年度が過年度ということですから、ちょっとその辺が理解できておりませんので、再度よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 過年度という表現につきましては、30年度に29年度分の補助金を返還するというので、過ぎた年度の分の返還金ということで過年度という表現をしておりますし、これは国・県からその返還に伴う請求書が来るんですけども、それにも過年度返還金という形で明示がされておるものになっております。（「それならオーケーなんですよ」と呼ぶ者あり）はい。（「その辺がちょっと、前の年度が過年度というふうに伝わりましたからね。だから、今の点が……終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第56号

○議長（櫛川 正男君） 日程第13、議案第56号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 同じく補正予算書57ページをお開きください。

議案第56号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,163万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。内容説明に入ります。予算説明書63ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

5款1項1目繰越金163万2,000円の増額補正でございます。平成29年度決算により、繰越金を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費163万2,000円の増額でございます。歳入歳出の財源調整をするものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第57号

○議長（櫛川 正男君） 日程第14、議案第57号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 同じく補正予算書65ページをお開きください。

議案第57号平成30年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,519万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。内容説明に入ります。予算説明書71ページをお願いいたします。歳入でございます。

2款1項1目繰越金73万6,000円の増額補正でございます。こちらは29年度決算により、繰越金額が確定したため増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目73万6,000円の増額補正でございます。こちらも歳入歳出の財源調整を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第58号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第58号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、補正予算書の73ページをお開きください。

議案第58号平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,966万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

それでは説明をさせていただきます。補正予算書の79ページをお開きください。まずは歳入の説明からさせていただきます。

4款1項1目の繰越金でございます。補正額315万9,000円の増額補正となっております。これは平成29年度の決算の確定に基づく補正でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

歳出の1款2項1目の事業費でございます。11節需用費に修繕料といたしまして120万円を計上いたしております。これは最近、学校のチャイム、これがふだんは鳴るんですけども、時折音が小さかったり鳴らなかったりというところが出てきました。業者のほうに見ていただいたところ、今の場所に移動しましてもう、24年目となりますので、老朽化が進んでいるという話でしたので、こちらの修繕料として120万円計上させていただいております。

25節の積立金でございます。積立金に195万円の増額補正となっております。

合わせて補正額315万円となっております。

そして、81ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費に調整といたしまして9,000円という数字で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第59号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第59号平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書83ページをお願いいたします。

議案第59号平成30年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）。

平成30年度うきは市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,309万9,000円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、89ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

3款1項1目一般会計繰入金250万円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出補正に伴う財源確保の繰入金でございます。

次ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金96万1,000円の減額補正でございます。前年度繰越金の確定による補正でございます。

続きまして次のページ、歳出でございます。

1款2項1目施設維持管理費176万円の補正でございます。内訳につきましては、簡易水道施設通報システム設備の工事費といたしまして175万円並びに通信運搬費といたしまして1万円の補正をお願いするものでございます。現在、簡易水道施設は吉井町の山間部、八竜、冠地区の鷹取簡易水道施設並びに千代久、西屋形区の富永簡易水道施設の2カ所の施設におきまして、239世帯の給水を行っておるところでございます。今回の工事につきましては、施設の監視通報システムを構築するものでございます。

この通報装置につきましては、停電、故障、あるいは水道の濁水、受水槽の満水、減水、ポンプの運転の状態等を通報するものでございまして、携帯電話への通報ができるシステムを構築するものでございます。昨年からことしにかけて、現施設におきまして、漏水による水位の低下、あるいは雷によりますブレーカーの遮断、あるいはまた配電盤のショート等によりまして、実際、断水の事象が発生したところがございます。一旦断水ともなれば、回復するまでにはかなりの時間を要し、復旧するまでに利用者の方々には大変な御迷惑をおかけしておるところでございました。今回、この異常に対しまして、早期発見で早期の対応を図り、断水苦情を最小限にとどめるとともに、断水時間を最小限に、時間を少なくするというところでの通報システムを構築したいというところで予算補正をお願いするところでございます。

次ページをお願いいたします。

3款1項1目予備費22万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳入

歳出の調整でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第60号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第60号平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書93ページをお願いいたします。

議案第60号平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,099万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、97ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

1、変更。起債の目的、下水道事業。補正後、限度額1,800万円を減額し1億5,640万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額2,000万円の増額でございます。これにつきましては、歳出事業に伴います財源でございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金331万円の補正でございます。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、次ページでございます。

7款1項1目下水道事業債1,800万円の減額補正でございます。内容につきましては、当初予算においてストックマネジメント計画策定委託料として計画をいたしておりました予算、財源につきまして、補助残につきまして県と起債申請の協議を行う中で、今回、この起債対象に該当しなかったために減額をするものでございます。また、このストックマネジメント計画と申しますのは、現在、下水道事業を持続可能な事業として進めるに当たりまして施設整備、維持管理、改築を一体的に捉え、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費を把握し、予算執行の平準化とライフサイクルコストの最少化を図ることを目的とした計画でございます。なお、今後、施設の修繕、改修等を行う場合は、このストックマネジメント計画は事業の対象となるような事業計画でございます。

それから、次ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款2項1目施設維持管理費、13節汚泥処理委託料といたしまして762万4,000円の補正でございます。この汚泥処理につきましては、当初予算では前年度の増加率を勘案して予算措置をしておりましたが、4月から7月までのこの4カ月間の実績を踏まえまして、汚泥処理委託料の増額をお願いするものでございます。

次ページをお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費でございます。これにつきましては、財源組み替えに伴います補正でございます。

次ページでございます。

3款1項1目元金でございます。こちらにつきましては、財源組み替えでございます。

続きまして、次のページでございます。

4款1項1目予備費でございます。こちらにつきましては、歳入歳出の財源調整によるもので

ございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。3番、佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 汚泥処理委託料についてお尋ねをいたします。

当初予算の1億1,453万1,000円に対して762万4,000円、6.7%の増額補正ということになりますが、この汚泥処理委託料の中身について、処理費が立米当たり、トン当たり幾らとか、あるいは当然、処理場まで輸送しなければなりませんので、輸送費についても同様に幾らとか決まっているのかを教えてくださいというのが1点でございます。

それから、委託料が増加したというのは、委託料の単価が単に上がったということなのか、汚泥の量が増加して、処理費や輸送量がふえたということなのかということが2点目でございます。

3点目が、単価が上がったということであれば、この先また値上げがあるのか。その場合、今回と同じように補正が組まれるのか。汚泥の量がふえたということであれば、接続件数がふえて汚泥の量が——今後ですね、ふえるたびに委託料も上がっていくと認識をしていいのか、お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今の御質問でございます。まず、汚泥の処理でございます。

現在、汚泥につきましては、それぞれ吉井、浮羽の清掃センター、浄化センターのほうで処理をしております。それを最終処分場といいますか、運んでおるところでございます。これにつきましては、糸島の井上政商店、それから、この井上政商店が休みのときには、大牟田の日本コークスのほうに搬出をして処分をお願いしております。

この単価につきましては、当初から単価の変更はあっておりません。今回、4月から6月までのこれまでの汚泥の処理の推移を見ますと、吉井浄化センターでは、昨年4月から6月に比べまして、今年度が113%の増加になっております。それから、浮羽浄化センターにおきましては、同じく昨年に比べまして102%の増加率というふうなところで、この流入量がふえているというのが直接な原因ではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

この汚泥量がふえたと、流入量がふえておりますけれども、この原因として考えられますのは、4月から7月まで、新規のつなぎ込み件数が61件あります。それと同時に、またすぐに流入はないかと思っておりますけれども、森永食研のほうもことし8月から稼働を始めているということで、流入量については予想外にふえてきているという数字が、この4月から6月までのこの数量で判断をしたわけでございます。

この補正の時期がちょっと早いというふうに思うわけでございますけれども、やはりこういっ

た、実際、昨年に比べて汚泥量がふえてきておるといのは、もう減る——原資はないのか、ふえる要素はあっても、減っていくのがというところで、原課におきましては、ちょっと時期が早うございましたけれども、早い段階でこの汚泥処理委託料のほうの予算化をお願いしたいというようなところで、今回、上げさせていただいておるところでございます。単価につきましては、当初から処理の単価費用は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 数点お尋ねいたします。

先ほど61件プラス森永食研さんが接続したということですが、現在の接続率が何パーセントであるのかというのが1点です。

それから2点目が、先ほど聞かれたのかなと思いますが、汚泥と井上政商店なり大牟田、日本コークスですか、で、1トン当たりの処理量、輸送量、その他経費を教えてくださいと思います。

それから108ページに当該年度末現在高見込み額で102億272万2,000円という形になっておりますが、これをこれから払っていかなければいけないわけですけども、これに対する支払い計画があると思いますので、教えてくださいと思います。

それから、ともかく一般財源からの繰り出しが多いわけですので、その分に対する対策をどのように考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） まず水洗化、この下水道の整備率の関係でございます。

下水道整備率につきましては、ほぼ100%という数字でございます。98.78%、これが下水道の整備率でございます。ただ、水洗化率といまして、これは実際下水道を利用している、接続してあるパーセンテージにいきますと78.45%というところで、下水道の整備はされても、まだ接続をされていないところが若干あるのかなという数字でございます。

それから、申しわけございません、処理の単価でございます。単価につきましては、処理場のほうが、井上政のほうが1万1,340円、これはトン当たりでございます。それから大牟田の日本コークスのほうは税込みの1万4,300円が処理トン当たりの単価となっておりますのでございます。

それと、この下水道会計の将来の運営といいますか、予算的な話でございました。当然この特別会計は収入をもって歳出といいますか、運営をしていかなければならないところでございます。この特別会計、この下水道会計につきましては、平成32年4月から企業会計に移行するという

ふうなことで今、作業を進めております。これはまさしくその収入をもって事業を運営していくということで、この企業会計に移行することによって、将来的な収支バランスを早期に構築していくというところがございます。そうする中で、やはり今、料金体系についても検討しておるところでございます。こちらにつきましては、そういった収入をもってこの事業を進めていくにつきましては、使用者であります皆様方の使用料、そういったところも踏み込んで検討すべきではなからうかというところで、そういったところの問題もございます。

というところで、特別会計でございます。収入をもって事業をなしていくというのが基本でございますので、そういったいろんな諸条件等を勘案しながら、料金を踏まえたところで将来的な運営を検討していくところではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 地方債の償還の関係で補足をさせていただきます。

現在、下水道事業に係る地方債の償還年数は40年になっております。以前は30年だったんですけども、基本的に正確な数字はちょっと記憶しておりませんが、耐用年数が36年から7年ほどあると思います。下水道施設の耐用年数がですね。そういうことで、償還期間も40年に延ばしになったということで、現在は40年の償還期間ということで借り入れをして、その間に支払いをしていくというような流れになっております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 接続率は昨年よりも上がっているのですが、取り組みはなされていると思うのですが、なかなか70%台から80%の大台に乗らないということになりますと、未接続者の分析というか、そういうことはされているのでしょうか。例えば、うきは市の世帯数でやっても、高齢者だけの住宅ですと、これから先、接続しないでいこうという形の方がおられると、なかなか接続率が上がらないと思うんですけども、一方新しい住宅とかではすると思うんですけども、そういう未接続者の分析というのがなされているのであればお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今、未接続者への広報というところがございます。

係におきまして、一昨年の年度末でございましたが、未接続者へのアンケート調査を実施いたしておるところでございます。その回答率、今、手元に何パーセントというのは出ておりませんが、そういった形で、今、未接続者の実態がどうなのかというところでアンケートをしたところがございます。本来ですと、早期に喫緊にその分析結果をするべきところがございますけれども、まだその分析結果の集計までは至っておりませんが、そういった形で、一番の課題は未接続の推進というところに係としては重点を置いてやっております。せっかく――アン

ケートがまだ解析できていないというのは反省すべきでございます。ただ、大きな要因といいま
すか、世帯の状況にも多分に起因するのかなという現状でございます。高齢者世帯、一人住まい、
そういったところにつきましては、なかなか多額な改修資金をとというのもあるかと思いたすの
で、今後はそのアンケートを十分に精査いたしまして、今後の推進に結びつけていきたいと考
えておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 済みません、先ほどの単価処理の中で、処理単価はお答えいた
しましたが、これは、1トン当たりの輸送料とかは入っているのでしょうか。もし入ってなけれ
ば、その金額をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 説明不足で申しわけございません。

先ほどの単価は、糸島の井上政、大牟田の日本コークスの処理単価でございます。それぞれの
施設で、この汚泥処理をする委託料は、またそれぞれの業者のほうにお支払いをしております、
トン当たり5万400円でしたか。それから運搬費用、そういったものも含まれておまして、
私が先ほど申ししたのは、あくまでもその汚泥の受け入れ先の単価、トン当たりの単価の金額
でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほどから出てますが汚泥処理、今、やめられましたが、三園
議員もしっかり言うてましたが、水分ですね。多分トン当たり何ぼということで、水分量がかな
り影響しとるということで、改善を結構促してきましたけど、何か改善はなされたんでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この汚泥の含水比でございます。

現在、吉井、浮羽、それぞれの含水比はおおむね81から82%でございます。ちなみに朝倉
のほうをお聞きしますと、83程度あるというところでございます。

先日ですが、デモ機を一度持ってきていただきまして、ハイブリッドの汚泥処理というふうな
機械が最近開発されたというところで、デモで動かしてみたところでもございます。しかし、そ
の最新式のハイブリッドの汚泥処理といたしましても、やはり水分の含水比といいますのは、今
現在うちが処理している八一、二、その程度とさほど変わらない。これをもうちょっと含水を
下げるといふふうになりますと、やはり第3次的な処理を行わなければならない。例えば、熱処
理をすとか、あとは送風によってその水分を飛ばすと。ただ、ものがものだけに、送風でやる

というのはやはり悪臭等も懸念されますので、それは無理だということで、じゃあ、残るのは熱処理によってその水分を飛ばすのかとなってきましたと、その施設の費用を考えますと、やはり今の汚泥処理の体系でいくべきなのかなというところで、原課といたしましては、そういった新機械のデモ等についてはアンテナを張りながら、いい機械があればというふうに考えておりますけれども、現時点では今の施設のままで、もうちょっと継続していくという方向でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、全く改善はできてないということですね。

以前あれは荒尾だったかな、総務産業で視察に行って、何か職員が考えとったですね。簡単にできるその水分の含有率を探る方法というか、ちょっとした機具ですよ、あれは。それを何回も言うもったち思うばってん、検討しとらんとですね、その辺あたりを。そげん何億もする機械じゃなかったですよ、それは。多分何百万ぐらいのじゃなかったろうか。そいけんもう一回そこ、私もはっきり覚えてないとですよ。視察に行ったことだけ覚えております。職員が開発したということまでは覚えております。それで、かなり水分量を下げたということでした。多分どこか議事録に載っとるち思う。よう調べて検討してみてください。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 早速、事蹟を探して調査をしてみたいというふうに思っております。（「わからんときは三園さんに聞けば……」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決し

ました。

日程第18. 議案第61号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第18、議案第61号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（**江島 高治君**） 補正予算書109ページをお願いいたします。

議案第61号平成30年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億824万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、115ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

4款1項1目繰越金、補正額13万8,000円の補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

続きまして、次ページでございます。歳出の部でございます。

3款1項1目予備費13万8,000円の補正でございます。これにつきましては、歳入、歳出の財源調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第62号

○議長（櫛川 正男君） 日程第19、議案第62号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書117ページをお願いいたします。

議案第62号平成30年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,024万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。続きまして、123ページをお願いいたします。歳入の部でございます。

7款1項1目繰越金、補正額34万8,000円の補正でございます。これにつきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1款2項1目施設維持管理費30万円の補正でございます。内訳といたしましては、11節需用費、修繕料として30万円の補正でございます。内容につきましては、現在、浄化槽につきましては、エアーを送る装置としてブロアが設置されております。この装置の修繕料及び浄化槽本体の修繕料を計上しておるところでございます。現在、浄化槽本体の老朽化修繕を3件実施しており、今後の修繕料の予算確保のために補正を行うものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費4万8,000円の補正でございます。これにつきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） このブローち言ったですかね、今。あれ大体耐用年数は何ぼぐらい。後でいいばってん。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 申しわけございません。耐用年数については、後ほど回答させていただきます。

本体の修繕もございしますが、本体とはまた別にエアを送るためのゴム製品がございします。エアチェンバーというんですけれども、こちらのほうも結構、ゴム製でございします。劣化が生じてくるのが早い時期でございします。ただ、これについては単価等が7,500円等でございしますけれども、そういったブロー本体、それからエアチェンバー等の交換等の予算でございします。耐用年数については、後ほどとさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 伊藤議員の関連です。

これは今後、老朽化に従って、かなり出てくる想定がされるような感じを受け取りましたけど、これは全て公費負担ということによろしいんですね。また、これは老朽化して浄化槽をつくりかえても、なお公費で、新たなものに取りかえることはないでしょうけどね。そういう認識でよろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この浄化槽につきましては、市町村設置型の浄化槽でございします。本来、下水道の管路を引くべきところではございしますが、費用対効果を見て、浄化槽で処理をしていただいておりますということで、そういった浄化槽の区域につきましては市町村設置型、市のほうで管理をやっていくと。ただ、使用料等は本人からいただいておりますのでございします。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第63号

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、議案第63号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第63号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

こちらにつきましては、平成30年12月31日をもって任期が終了する3名の人権擁護委員の後任として、別紙記載の3名の方を推薦するものでございます。別紙の読み上げについては省略させていただきますが、住所、氏名等につきましては、別紙をお目通しいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 確認です。この委員は継続の方がいらっしゃると思いますが、最終的にどのくらいの期間をお願いしようとしているのか。2期なのか3期なのか。そういうふうな今までの実績の中で、そういう目安があるのかどうかですね。その辺がありましたら教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 松岡人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（松岡 美紀君） 最終の任期ができる年齢の目安がございます。70歳だったとたしか思っておりますけれども、そちらを目安に任期のほうを、次の方の候補を上げさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） 32年の6月30に、これ宮崎さん、この人は70超してますよね。（「32年は超してない」と呼ぶ者あり）いや、前々回のときですけどね。（「切りかえ

が……」と呼ぶ者あり) それちょっとわからないですけど、まあいいです。(「目安だろう」と呼ぶ者あり) 目安、目安だね。(「切りかえが……」と呼ぶ者あり) (発言する者あり) まあいいです……目安として考えてもらえれば……。

○議長(櫛川 正男君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 異議なしと認めます。したがって、議案第63号人権擁護委員の推薦については適任とすることに決しました。

日程第21. 議案第66号

○議長(櫛川 正男君) 日程第21、議案第66号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長(原 廣正君) 保健課でございます。よろしくお願いいたします。

議案書は10ページをお願いいたします。

議案第66号でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

次ページをお願いいたします。説明につきましては、本日お配りをしております新旧対照表にて御説明を申し上げたいと思いますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

大きく2点の規約変更がございますけれども、まず1点目は、第4条広域連合の処理する事務に係る変更でございます。内容といたしましては、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から保険者へ移譲されたことに伴い、指定居宅介護事業者に関する

事務を広域連合の処理する事務に追加をするものでございます。

新旧対照表の3ページをごらんください。

これは規約の別表になりますけれども、4の欄に今、御説明を申し上げました事務が追加されております。あわせて今回、同法の改正による事業の見直しにより生じた文言の整理も行われております。同じく規約の3ページの別表の5の欄が、その改正部分でございます。

続きまして、2点目の変更でございます。新旧対照表の1ページにお戻りください。

1ページから2ページにかけてでございますけれども、規約の第11条から13条が改正部分となりますけれども、副広域連合長の選任方法を関係市町村の長のうちから選任することとする見直しによりまして、規約の変更を行うものでございます。

まず、第11条でございます。広域連合の執行機関等の組織でございますけれども、執行機関の人数を現状にあわせまして、支部長の人数を8人と明記をいたしまして、広域連合長及び副広域連合長については、支部長と兼務する規定といたしております。また、副広域連合長の職務は、広域連合長の職務を代理する旨の規定を新たに設けております。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第12条でございます。広域連合の執行機関等の選任の方法でございますが、副広域連合長を関係市町村の長のうちから選任する規定を新たに設けております。

最後に第13条、執行機関等の任期につきまして、副広域連合長の任期を広域連合長及び支部長と同様に、関係市町村の長としての任期とする規定に改めるものでございます。

議案書の12ページのほうをごらんいただきたいと思います。

附則。

この規約は、平成30年11月1日から施行する内容でございます。この規約の変更につきましては、広域連合構成市町村全ての議会におきまして議決をいただいた上で、県知事へ許可申請を行うこととなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は可決することに決しました。

日程第22、議案第72号

○議長（櫛川 正男君） 日程第22、議案第72号うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第72号。

議案書の朗読は省略いたします。

次のページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険給付費等支払基金条例の一部を改正する条例。

新旧対照表は5ページをお願いいたします。

題名を次のように改めるといふことで、うきは市国民健康保険財政調整基金条例に改めます。

次に、第1条中うきは市国民健康保険給付費等支払基金をうきは市国民健康保険財政調整基金に改めます。改正の趣旨といたしましては、国民健康保険制度改正以前に、主に給付費等に不足分の補填のため積み立てておりました基金について、制度改正後は福岡県が財政運営を行うことにより、福岡県に支払う国民健康保険事業費納付金の財源としても処分できるよう基金の名称を変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は可決することに決しました。

日程第23. 請願・陳情の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第23、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

そしたら、松岡市民生活課長より報告があるそうです。許します。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 済みません。先ほどの再任の目安というところで訂正をさせていただきたいと思います。私、70歳ということで目安を申し上げましたけれども、正しくは75歳が再任の目安ということになります。おわびしてから訂正させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす9月8日から9月9日までは休会とし、9月10日月曜日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時43分散会
